目

次

0 0	0	\cap	\cap	\cap	\circ	\bigcirc		\bigcirc	\cap	\cap	\cap	\bigcirc	\bigcirc
) 条 不 刑 関	第七	核	裁裁	国		サ	$\overline{}$	細細		暴	刑	爆	組
動事係	報與	原料	数判所	图際 刑	犯罪に	リン	和五	描菌兵	童	力	法	※発物	織的
特 訟 .	理係	物	法	事	ょ	等	+	器	福祉法	行為然	(明火	取	な
定法:	の 高 :::	質、	昭	裁判	る収	によ		生	法(記	等処型	治四.	締罰	犯罪
同の:	度 ::	核燃	_	所に	\mathcal{O}	る人	律	兵		罰に	十年	則	の処
業部 :: 法を ::	等 に :	料物	<u> </u>	対す	移転		六		- +	関す	法律	明 治	罰及
の改一正	対 : 処 :	質 及	年法	る協	防 止	\mathcal{O}	十 十	及び	年	る法	第四	十七	び 犯
部 す : を る : .	する::	び 原	律第	力 等	に 関	止	号)	素	法律	$\overline{}$	十 五	太	罪収
改法:	た :: め ::	子炉	五十	に 関	する	に 関	第	器	第 百	正	号)	政官	益の
す (:: る 平 ::	の 刑 :	の 規	号	する		する	条		+	五.	(第	布告	規 制
法成:律二:	法 : 等 ::	制に	\sim	法律	平	法律	関係	発、	四 号	年法	三条	第三	等に
平八	の - :	関す	附則	平	成十	平	\smile	生産	\sim	律第	関係	+ =	関す
成 年 :	部 : を ::	る法	第六	成 十	九 年	成七	:	及 び	第 五	六十	$\overline{}$	号)	る 法
十 律 :: 九 第 ::	改 正 :	律 の	条 関	九年	法律	年法		貯蔵	条 関	号)	:	(第	律(
年 五 :: 法 十 ::	する	一部	係)	法律	第二	律第		の 禁	係)	(第		二条	平 成
律 四 : 第 号 :	法 : 律 ::	を 改	:	第三	+ =	七十			:	四条		関係	<u>一</u>
	平:	正す			号)	八号		びに		関係)		$\overline{}$	年法
附 号 則	成二十三年法律第七十四号)	る法		七号)() (第	<u> </u>		に廃棄		$\overline{}$:	律第
) 第	十 三 :	律	:	(第	八条	第七	:	棄に関	:	:	:	:	百三
附 条 : 則 関 :	年 :: 法 ::	(平成	:	九条	関係	条 関	:	する	:	:			第百三十六号)
第 係 : :	律 第 :	九 年	:	関係)	$\overline{}$	係)		条約	:	:			号)
条 : : : 関 : : :	七:十:	法律		$\overline{}$:			等 の					(第 一
係	四 : 号 :	第八十号)		:				する条約等の実施					一条
	:	十号						に					関係)
	(附 !!則 !!		:	:	:	:	:	関する	:	:	:	:	
	第八	(附 則						法律					:
63 62 57	56		55	53	52	51	50	•	49	48	47	46	1

組 織 的 な 犯 罪の 処 罰 及 び 犯 罪 収 益 一の規制 等 に 関する法 律 等 の 一 部 を改正 する法 律 新 旧

組 織 的 な 犯 罪 \mathcal{O} 処 罰 及 び 犯 罪 収 益 \mathcal{O} 規 制 等 に 関 す る法 律 平 成 +年法 律 第百三十六号) 号) (第一条関係) (傍線部分は改正日対照条文 正部分)

罪れ該る にら行罪財し	産をいう。 2 この法律において「犯罪収益」とは、次に掲げる財第二条 (略) (定義)	(目的)	改正案
り罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくはこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令によ当該行為が日本国内において行われたとしたならばげる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であって、「財産上の不正な利益を得る目的で犯した別表に掲	2 (同上)第二条 (略) (定義)	(目的)	現行

イ と 該 L 犯 罪 刑得行 た 為 ょ ŋ 得 た 財 産 又 は 当 該 犯 罪 行 為 0) 報 酬

第|法|精|を|及|く 死て 律 神 助 びは 薬 長 国禁 第 第第九 取 す 際錮又 る的のは財に + 締 項 法行な刑無産 兀 号 等為 協が 期 号 等 \mathcal{O} 力 定 若 に 特 以 \mathcal{O} のめ L 掲 下 例 防 下ら < げ 等 止 にれ は る 規 麻 に を 7 長 罪 薬 関 図 制 期 1 を る薬 特 す 兀 る 除 るた 例 物罪 年 法法め に 以 律の 係口 上 لح 麻 るに \mathcal{O} 平薬 不 掲 懲 11 う 及 成 正げ 役 び行 る 年 向 為罪

口 別 第各 \equiv 号 を 除 < ° 又 は 別 表 第 に 掲

ロ イに当たあ くる二 よ該なっ次げ ニ資号覚り行らてにる し、提為ば、掲罪表条 ~ 等 第 い供 地 イ 当 げ 該る略の四剤さの、該る 提十取れ法口行罪 供一締た令又為の 等条法資にはが犯 の金よニ日罪 りに本行 罪揭国為 にげ内へ 当るに日 た罪お本 るにい国 も当て外 のた行で をりわし 、れた 含 むかた行 。 っ っ っ し で

金 の十昭 罪(和 覚二 醒十 剤 六 原年 料法 の律 輸第 入二 等 百 に五 係 十

ロイれ法たあ た な 令 9 次 財にら てに、掲 産よば 掲 ŋ 当げ 罪れ 5 行 罪 に 当の為の た罪が犯 るに日罪 も当本行 のた国為 をり 内 含 に目 むかお本 つ、 V 玉 外 て に 当行 で ょ 該わ L り 行 れ た 供為た行 与 地 と為 さのし で

正七 競条 等 買 収

+第 争 項 防 \mathcal{O} 止 法 証 違 反 平 行 為 成 に 五. 係 年 る 法 同 律 法 第 第 兀 + 七 号

> 酬当 と該 犯 て 罪 得行 た 為 財に 産ょ ŋ 得 た 財 産 又 は 当 該 犯 罪 行

> > 為

0

報

同

係二 二る号覚 資しせ、 ○金第い 略等四剤 の十取 提一締 供条法 等のへ 罪覚二 せ十 い六 剤 年 原法 料律 の第 輸二 入百 等 五

に十

口 5

三 第八 に当 該 該 七 条 不 た 第正 罪 罪 号 行 る 為 \mathcal{O} 競 ŧ 当 犯 外 が 項 争 \mathcal{O} 罪 国 た 日 の防 を り 本 公違止 行 玉 為務 反 法 む 内 員 行 カュ 等 為平 つ、 に 日 本に に成 お に 国対係五 1 ょ 7 外 す 該 る年 ŋ 行 で る 同法 行 供 為 わ L 不 法 律 与 地れ た正 第第 さ た 行の \mathcal{O} 兀 れ لح 法 為利 + + た 令 で 益 L 七 財 に た あの 条 号 産 な つ供 第 て ŋ 5 与 第 ば 等

(供 与 等 第 七 号 玉 公 員 等 に 対 す る 不 正 0 利 益 \mathcal{O}

兀

略

略

五四 本大の 他 第 六 \mathcal{O} 組 条 織 の的 行 計 犯 第 罪 集 項 あの団 又 罪 に は ょ 第 る 実 項 行 淮 テ で 備 口 IJ あ 行 為 ズ る を Δ 伴 集 う 寸 日 重 そ

当 を 玉 犯 該 外 罪 て た 行 行 で 遂 者 為 わ 行 が 地 た れ た \mathcal{O} と 計 法 為 画 画令 L で に た を L ょ な 9 たり 5 て \mathcal{O} 犯罪 ば 犯 罪に 当 当罪 当 該 \mathcal{O} 該 行 実 た 罪 行 為 行 る に 為 当 t が \mathcal{O} た た 日 \mathcal{O} を ŋ 本 計 \otimes 含 \mathcal{O} 国画 内 資む カュ 金 9 に

と L 7 す る 目 的 で 取 得 L た 財 産

5 3 4

法 第こ \mathcal{O} 条法へ 第律略使 項お に V 規 7 定 す 薬 る 物 薬 犯 物罪 犯 収 罪 益 収 益 を は 1 う。 麻 薬 特 例

5 3 の協 力 \mathcal{O} \mathcal{O} 下 法(律 略 に 規 に 制 お 薬 1 物 て に 係 薬 る 物 不 犯 向正 罪 行 収 為 を 取 助 لح 長 は す る 玉 行 際

罪薬等 7 収特 益例関 を 法 略いし う。 と い律 う

防

止

た

 \otimes

 \mathcal{O}

薬

び

精

神

薬

締

法

等

 \mathcal{O}

特 為 的

例

等 な

に

す を

る 义

法 る

平

成 麻

年 及

条 法

第 律

三 第

項 九

に十

規四

定号

る以

犯 麻

す

薬 下

物

第

6

 \equiv 織 的 な 殺

人

2 第

 \equiv

織

的

人

じを構よは

。い成る分団条組

以継そお不略な

う員犯野体

。が罪にに

下続のけ正

のにの支益

をなで体

得行あの

こにて力

容当該づ

易該団く

に団体

持にす体の定

しおべ又構の

`いきは成地

若てもそ員域

し同ののに又

り当基

つ 威

に

せこ的他る権

は及益正力団

る為

とよ

を

又項利不配

団び

体 第

の六

不 条

正の

益第

維項

権

を

6

7

2 第 団を構よは 体い成る分団条組 う員犯野体 。が罪にに 不 正以継そお不略 下続のけ正 こ的他る権 をのにの支益 維項利不配 持に益正力団 しおをなで体 い得行あの 若てる為 つ 威 し同こにて力 じと ` 1C < ょ 0 を は り当基 一容当該づ 拡 大を易該団く す得に団体一 るさす体の定 目せべ又構の 的 、きは成地 で又もそ員域 、はののに又

同 第 < 様十は とする法とする るを含むる に L 者

除る く目 的 で 掲 前 げ項 る各 罪 号 をへ 犯 第 五. た号 も第、六 同号 項及 とび

備 テ 行 口 IJ を ズ ム う 集 重 寸 そ 犯 \mathcal{O} 罪 他 遂 \mathcal{O} 行 組 \mathcal{O} 織 計 的 画 犯 罪 集 寸 に ょ る 実 行

第

のリ わ の計 六 画 た 7 げ 又 n 他 8 同 る 結 実 画 L ズ 条 行 た た じ 罪 合 Δ \mathcal{O} に \mathcal{O} \mathcal{O} 二為 免に کے 関集 計 基 者 組 を 除着 き 画 づ は 織 実 係 寸 す手 次| 伴 そ は を に 行 き \mathcal{O} \mathcal{O} るす L 資 そ 寸 す 基 ょ のの る 当 た 金 ŋ 体 る 礎 他 各 \mathcal{O} 号 大 \mathcal{O} 前該 犯 又 計 行 \mathcal{O} と に 各 罪 は 画 わ 活 لح L 組 に 織掲 自 に 号 を物 を 動 7 れ 的 げ 首 に 実 品 あ L る \mathcal{O} 定行 共 L \mathcal{O} た t る 犯 る た 者 7 同 罪 罪 \Diamond す 手 t \mathcal{O} 者 る る 配 \mathcal{O} \mathcal{O} 集 に \mathcal{O} \mathcal{O} た 当 当 は 刑 1 遂 を 目団 関 ず 行 該 的 た に 8 11 る そ 処 \mathcal{O} 係 を 行 うが団 れ 準 \mathcal{O} す 場 為 別 体 行 カュ 刑 る 備 を 次 表 為 所 に \mathcal{O} を 行 ょ 以 実 項第 う で \mathcal{O} に \equiv 5 減 た 為 下 り 上 行 軽 だが 見 そ で す お に テ る そ 計 そ \mathcal{O} 口

れは 別 は て 長 期 11 表 る十 第 も年 兀 のを に 超 掲 五え げ 年 る る 以 懲 罪 下 役 \mathcal{O} \mathcal{O} 若 う 懲 5 L 役 又 は 死 は 禁 刑 禁 錮 又 錮 の は 刑 無 が 期 定 若 \Diamond L 5

テ 寸 そ 下 下 \mathcal{O} 別 \mathcal{O} 項 各 \mathcal{O} 懲 表 他 懲 役 第 \mathcal{O} 号 に 役 又 兀 組 又 掲 は 織 に は げ 禁掲 的 禁 錮げ 犯 る 錮の 罪 る 罪 罪 刑 集 に が 0 当 寸 定 う に めちら、 不 る 正 行 5 れ長 権 為 て 期 益 で 兀 を 7) る テ 年 得 も以 さ 口 せ IJ の上 ズ + 二年 又 A は 年以

2

口

IJ

ズ

A

寸

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

組

織

的

犯

罪

集

寸

 \mathcal{O}

不

正

益

る各 罪号 をへ 犯第 五. た 号 者 も第 六号 同 項と 及 び 同 第十三号を 様とする。 除 に

揭前

げ項

の係 別準 場 カュ 持 備 人 に 所 L 行 ょ 以 \mathcal{O} 為 上 若 下 ŋ が 見 そ で 行 そ 計 < \mathcal{O} わ \mathcal{O} 計 画 は れ 他 画 拡 L たと 大 た \mathcal{O} に 者 基 す 計 き る づ 画 ŧ は、 を 目 き そ 的 資 し 同 た 金 \mathcal{O} で 項 計 犯 行 又 لح 罪 は 画 わ 同 を を 物 れ 様 品 る 実 L とす 行 た ŧ \mathcal{O} 手 者 る。 す \mathcal{O} る 配 0) \mathcal{O} た 遂 11 \otimes 関ず 行

3 が 起 す け る 表 こと 第 ば 匹 公 が に 訴 掲 で を き げ 提 な る 起 罪 1 す ŧ \mathcal{O} るこ う \mathcal{O} 5 に لح 告 係 が る 訴 で 前 が き な な 項 け 1 \mathcal{O} れ 罪 ば は 公 訴 告 を 訴 提

4 第訟 て 法 第な は 項 昭頃れ \mathcal{O} 規 及 そ 和 定 0 び + 適 に 第 正 ょ \mathcal{O} る 年 項 取法の 確 律 罪 調 保 第 に に そ + 百 係 \equiv \mathcal{O} る 分 他 + 事 配 件 \mathcal{O} 慮 号 捜 に 査 0 第い な を け 行 7 百 う 九 \mathcal{O} れ に + 刑 ば 当 な 八 事 条 訴

証 人 等 買 収

第

役 又 はそ ること 七 るこ ること に 条 関 0 \mathcal{O} لح 申 \mathcal{O} L 報 込 み 若 酬 若 証 又 次 と は L 言 12 L < L 証 を 掲 < て は 拠 L げ 偽 な は を る 約 造 隠 罪 金 1 東 銭 若 滅 に そ と を L 係 処 < L \mathcal{O} る する。 他 若 た は 偽 自 者は 変 造 \mathcal{O} L 己 利 造 < L 又 益 \mathcal{O} は は を 証 若 虚 他 年 供 拠 L 偽 人 < 以 与 を \mathcal{O} \mathcal{O} 下 使 証 刑 L は 用 \mathcal{O} 変 言 事 懲又す造 を 事

2

前

項

各 表

号

に

掲

げ

る

罪

に

当

た

る

行

為

が

寸

体

0)

活

動

لح

除は

禁

錮 刑

0

刑 は 万

が

め

5

れ

て は

1

る

罪

次

号 上

に

掲

げ 役

る 若

罪 L

を

は

三十

円

以

下

 \mathcal{O}

罰

金

に

死

又

無

期 定

若

L

<

長

期四

年

以

0

懲

<

別

第

に

掲

げ

る

罪

る。者。は る 合 て 目 五. 的 又 年 で は 該 以 同 行 犯 下 さ 項 為 各 \mathcal{O} を れ 懲 た 号 実 役 場 に 行 掲 す 又 合 は げ る に た 五. お る + 罪 8 11 万 て が 0 円 第 組 以 織 前 下 項条 に ょ \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 罰 罪 ŋ を 項 金 に に 犯 わ 処 規 L れ た 定

玉 条外 犯

第 例 第 一 + ~ に一 項 第 従 項 及 号 +うかび に 五 ら第 掲 号 第 第二 げ 三 項 る 撂 条 項の 罪げ 第 ま罪 に る では 係 罪 項 及 刑 第 る に び法 同係 九 条る 前第 号 二四 \mathcal{O} 同 条条 罪 条 第 のの並の + 罪 二 び罪 はの に 뭉 同例第第 法に 六 六 第 第 条 条 +三 第 \mathcal{O} 第 条 九 号 の条第項 及

玉

第 は十

刑条外 法 第 第 三九 条条 の第 例 に 項 従 う。

か

5 第 三 項 ま で 及 び 前

条 \mathcal{O}

+ _ 益 等 \mathcal{O} 没 収

2 第 一様害とい又罪 りと財が うはの前三犯 0 四す 産 で 当犯項条罪 き以該罪各 で あな下財行号 るい同産為に略 場 じのに掲 。保よげ 合同 ⁾ 有りる に項 お各 で若そ財 い号あしの産 てにるく被が 掲とは害犯 当げき処を罪 該るは分受被 `にけ害 部財 分産こ基た財 にのれづ者産 つーをきかへ い部没得ら次 てが収た得に も犯す財た掲 、罪る産財げ 同被こを産る

> 2 第 同条罪

> > 上

+

三犯

収益

等

 \mathcal{O}

没 収

等

不 法 正 律

六

航

機

工

振

興

法

和

- 三 年

法

律

第

百

五.

+

 \mathcal{O}

手 昭

段 和 助

に

ょ

る

補

助

金

等

 \mathcal{O} 昭

交

付 +

等

 \mathcal{O}

罪

年

法 係

律 る

第 予

百 算

七

+

九

号 \mathcal{O}

第

九

条 す

 \mathcal{O}

執

行

適

正

化

に

関

る

五

補

金

等 略

新一 (設 兀 略

-6-

第 3 りるす産律若口 +九 八 5 + 七 削 るへそし若 十 没 十一百 5 成 人五 る 五 六 質 又めに以のく 民の L 収 会百 八 + 金 条保 〜 条 罪 年 + は必足 下他は 社 五事 融 < 破 詐 略) 六 ょ に 罪 全 略 + り 「の第 更 法 機 職要 は 産 再 年 がる没法十同裁命 法 条生 五生 律 関 る 法 九 ょ 欺 条 法 強律 項判令 であ相収令一 法 第 等 る 詐 破 平 要 る 当対の条 第 第 九 強 所 \mathcal{O} 等 詐 平 産 欺 没とな象規の 成 平 + 更 兀 不 要 は 欺 更 収認理財定罪 成 成 五. 生 + 行 正 \mathcal{O} 生 再 加 保め由産にに 号 手 + 為 第 十 罪年 生 重 全るが よ係 几 続 築 手 に 号 \mathcal{O} 人 命とあとりる掲 法 年 年 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 罪 法 質 \mathcal{O} 令き りい没被 律 五特 処 に 法 第 げ 第 罪 、う収告 強 をは る 第 律 律 百例 罰 ょ 要 す事罪 、カュ 発 兀 等 条 る 項 七 第 に し検っ、にこにはて察ったには 交 第 十 百 + に 関 か 付 五. 五. 百 九 関 5 す 質 こ当と関第 官 号 第 + 条 す る 金 号 殺 当のれたがし 等 + 兀 + る 兀 法 イ 害 該請をる 詐 で 条 若 第 号 五. 法 条 律 0 没求没と き 号 受 第 欺 律 ま L \mathcal{O} 収に収思るの三 第 更 で 交 < 百 昭 罪 亚 対よす料財法項は 付 生 和 第 3 六 五 新 新 新 新 新 新 う収法十号号 5 。す財 条に 1 十 没 5 十 設 設 設 設 設 設 るこで 二収 若規か 別~ 条保 〜 号 に L 定 5 表略 当とあくす 全 第 たがっ はるるでて 第罪 ま裁命 兀 るでて第罪ときこ十又 七 判令 で + + に 所 思るの一は 六 掲 は 号 号 料も法条第 げ 又 は すの律の九 る 別 第 る、そ罪条罪 表 第七 に以のに第 若 足下他係 同 L り「のる項項 뭉 る没法被か 第 は 号に掲げ 相収令告 5 第 第 当対の事第号 な象規件 若 条 理財定に項し 第 五. る 由産に関ま 号 < が よし で は 項 あとり 第 第 第 りい没不第四

分象 を財 禁産 止に すっ る き が \mathcal{O} で 飾 き \mathcal{O} 定 8 る ころ に ょ ŋ そ 0 処

6 2 5

訴 訟 没 法 収 の保 規全略 定が にさ ょ n 1) た 押 不 収 動 す 産 る 又 は と 動 を 産 妨 げ 0 な 1 て は 刑

徴 全

第

る被のいなるべ律若口四へ 告請困く場きそし若十追 人求難な合場のくし 条 保 ににをるに合他は 対 よ生おおにの第は りずそい当法十同裁命 てた令一項判令 るれ るの条第 そ又おが 所 のはそあ追と規の は 財職れり 徵思定罪号 、の料ににニ 産権が 第 であ又裁すよ係に \mathcal{O} 処 るは判る ŋ る掲条 分追とそのに不被げ 第 を徴認の執足法告 る 禁保め執行 り財事罪項 止全る行をる産件又 す命と を す相のには る る令きす 当価関第 号 こな額し をはる イ のと理を と発 条 が し検にが由追 で て察著でが徴の三 官 しきあす法項は 第

2 5 5

実

第 保確く項五~ 。に十共 全定) 規九助 の裁 共判に定条の 助の関す の執しる外施 要行て薬国 請又 物の がは当犯刑 あ没該罪事 つ収外等事 た若国に件 しか当へ きくらた麻 はは る薬 `追没行特 次徵収為例 のの若に法 各たし係第 号めく る十 ののはも六 い財追の条 ず産徴を第 れのの除二

> をは にて ょ 当のれ 該請を そ没求没 \mathcal{O} 収に収 処対よす 分 象りる を 財 禁 産又め 止 には必 す つ職要 る き権が ر ح ح であ る が の没と で 節収認 き の保め 。定全る め命と る令き

訴 十追押訟没5 二徵収法収 保 全 こと 1 が れ + 妨 た げ 不 な 動 法 11 産 。律 又 第 百は 動 +|産 に 0 号 1 7 \mathcal{O} 規は 定 に刑 よ事

全る

でが徴の十号号四へり きあす法条に 1 る被のいなるべ律若規か 条保す く場きそし定 告請 木 5 人求 な合場のくす 裁命 をるに合他はる ま 判令 対よ生おおにの第罪 で ずそい当法十又 に 所 るれてた令 一は 掲 は るの条第げ そ又おが のはそあ追 と規の九 る 別 り徴思定罪条罪 財職れ 表 若 産権が 、の料にに第 であ又裁す よ係一 同 るは判る りる項項 処 分追とそのに不被か 第 は を徴認の執足法告 6 第 禁保め執行 り 財事第 묶 全る行をる産件三 若 لح す 命 をす 相のに項し る 令 きす 当価関ま る をはる こな額し 項 は 発 のと理を 第 第 がし検にが由追こ第四

2

五. 十共 九助 条の 実 (施 同 上

第

カコ لح に 該 き す る 場 合 を 除 当 該 要 請 に 係 る 共 助 を す る

若いるい 行 る共が て < < 為 犯 助 は 当が罪犯 は 第 日を罪 同該 十項行本いへ 第 為 玉 う 共 条 が内 助 \mathcal{O} 号 第に以の 罪 お = 下 要 に に いこ 条 請 当 掲 第 てのに た げ 行項お る る 項わに 11 ŧ 罪 第れおて \mathcal{O} 又 たい犯 で と は 号 てさ な 第 同れ 1 L 若 たじ た +لح 場 条 لح き。 第 < 合 さ はににれ 項口お係て

5 3 七

罪 \mathcal{O} る

第

た引七~ のにた項 る若 な渡十逃 はっ 11 ŧ ら犯四亡 L ての < ば罪条犯 はでは 第に 年」 あ同 六 係 逃 人 る亡 同る条 条 لح 条場第合 行犯引 第 \mathcal{O} す 為罪渡 三に項 第が人 日引に 号おの 及け罪 本 渡 項 る び 国 法 又 第 同は 第 内 第 四法第号 に お条 号第十に 中二 条 掲 い第 条第げ 「 条 三 の て三 三る 行 項 年規項罪 わに 定のに れ規 لح の罪係 た定 あ適にる とす る用 当同しる

別 一表 第 第 第 七 条 \mathcal{O} 関 係

大の 犯 他 第 罪 六 \mathcal{O} 遂 組 条 行 織 \mathcal{O} \mathcal{O} 的 計 犯 第 画 罪 項 集 又 寸 罪 に は ょ 第 る 項 実 行 準 テ 備 口 IJ 行 ズ 為 を Δ 伴 集 う 寸 重そ

第 七 条 0) 証 等 買 収

0

三二 条 犯 罪 収 益 等 隠 匿 若 罪 L < は 第 条

犯

き 号 いるい 第 イ て行 に る共 +カュ 条 規 為 犯 助 ら 若定 当が罪犯 ま 該日を罪 L す < で る 行本いへ は罪 に 為国う共 。助 第 又 掲 が内 十はげ 別に以の 第 る 表お下要 条 九 若いこ請 罪 \mathcal{O} 条 てのに 罪 第 行項お 司 に 項はわにい 当 項 第 第れおて たか たい犯 る と て 5 号 さ 条 第し同れ も第 若 \mathcal{O} たじた で項 < 項場 لح さ な ま は 第 合 で V 第 ににれ 、四号お係て

5

2 3

第 号おた引七 及けな渡 十逃 る ら犯四亡 同ば罪条犯 第 法第に 罪 兀 号第十係逃人 中 二条 る亡 \mathcal{O} \subseteq 条第行犯引 三為罪渡 \mathcal{O} 年規項が人 L に 定の日引 لح 関 の罪本渡 す あ適に国法 当内第 る用 特 のにたに一 はつるお条 いもい第 てのて はで行項 年 あわに 同るれ規 ح 条場た定 す 第 合 と す る 三 に し る す

別 一五表 + 九 第 条関 条 係 第 +第 +第 兀 十 条 第

のし < 罪 第 は 第 同 条 号 六 に 条 組 掲 第 織 げ 的 項な る 罪 第 殺 12 号 係 等 る 同 組 条 織 第 的 な 条 項 殺 人 未 寸 遂 \mathcal{O} 体 予 罪 備 \mathcal{O}

収 \mathcal{O} 益 益 罪 等 等 収 若 \mathcal{O} 罪 L 又 < は は 第 麻 七 薬 条 特 例 薬 法 第 物 六 犯 罪 条 収 薬 益 等 物 収犯

兀 五六く 偽 限 る 条 条 は刑 第 第法 有 第 項印項百 又 < は 又 虚 五 は は偽 有 同 + 法 第公 印 五 第 文 公 条 項 百項書 文 第 書 五 \mathcal{O} 作 有 +例 成 変 項 印 九に 等 造 私 条 ょ 有 文 り のの即 第 書 処 罪 罪 公 変 項断 文 造 書 す 同同 法 法 有 ベ 偽 \mathcal{O} 印 き第 第 造 罪 私 百 百 文 五 五若 \mathcal{O} 書 + +

五. 贈及賄 刑造 び 事 受 法 第若 \mathcal{O} 後 託 罪 収 収 百し 賄賄 九 及 + 七第 あび 事 0 条 せ前か 収 b λ 収 賄 第 賄 百 第 九 又 + は者 七 第供 条 賄の 百 九 兀 + 加 ま 八 重 で 条収 賄 収

六 `|の|成 渡 人代 年 刑 賄 身 金 者 法 略第 売目 買的取 略 及 百 罪 被取 び 略 等 + 誘 \mathcal{O} 取 拐 兀 罪者 所 条 在 営 等 カュ 所国利ら 在外 目第 国移 的 外送 等 百 移目 略 送的 取十 略 及 八 被取 び 条 略 及 誘 ま 取 び 拐 で 者 誘 引拐 身

七 る第六 ŧ + 別し + 童 等 \mathcal{O} 条 に 匹 第 福 限条 祉 未 る第 項法遂 項 児 昭 第 童 和 \mathcal{O} 七 号 引 + 渡 又 は L 年 第 及 法 九 U 律 号 支 第 \mathcal{O} 配 百 六 違 + \mathcal{O} 反 行 罪 兀 為 号 に 同 係 法

八 ŧ 百 出 号 \mathcal{O} + 入 は 玉 玉 を 九 第 さ 除 不 号 管 法 せ 項 理 る 第 上 及 陸 行 不 七 び 難 為 法 + 等 若 同在 条 民 法 認 留 第 L 第 定 第 \mathcal{O} 項 法 七 は 七 + 罪 第 第 昭 兀 五. 几 号 号 和 条 正 条 犯 集 + に 不 不 \mathcal{O} 法 法 寸 ょ 密 Ŋ 残 入 年 集 航犯 政 留 玉 者 さ 令 寸 密をれ若 第

> 犯 正 罪 権 刑刑収 益 法 第 等 係 九 隠 る + 匿 殺 六 人 若 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 予 < 五. 備 は 加第 0 重 罪 項 封 又 印 は 等 未 第 破 遂 罪 棄 条 等) 第 \mathcal{O} 罪 \mathcal{O} 項 罪

ロイ 処 罪 十条 第 条 \mathcal{O} す 同第 規項項 法 ~ 法 定 第 き 非 第 項 に 建 百 罪 百 \mathcal{O} よ造現 八 を 十 例 ŋ 物 住 条 除 条 に 同 等 建 ر ا 造 現 第 ょ 法 以 物住 n 第外 処 項 百放 等 建 \mathcal{O} \mathcal{O} 断 九 火 放造 未 罪 火 条 す 物 遂 及 ベ 第 \mathcal{O} 等 罪 び 罪 若 放 き 罪 項 同 L 火 < 項 又 若同 は 法は \mathcal{O} < 第 第第 例 に れ は 百 百 百 ょ 5 第 + + 九 り \mathcal{O} 百 五.

め著 刑断 L 場 く法 は第 第百 百 \equiv + \mathcal{O} + 七 罪 九 条 又 条 は 第あ れ 項ん 6 煙 \mathcal{O} あ 吸 罪 食 \mathcal{O} 器 未 煙 具 遂 吸 輸 罪 食 入 等 0 た

= 三| 罪| く| 刑条若は刑の 第法 L 第第通く百第所 貨は四百提 十四供 偽 造 れ 九 + 等 5 条 八 潍 条 \mathcal{O} 備罪 外 玉 通 \mathcal{O} \bigcirc の罪遂 通 貨 貨 偽 罪 偽 造 又 造 及 は 及 び 同 CK 行 行 使 法 第 使 等 百 五. 若

ホ 第 L 同 有 九 +1の 第 規 法 条 < 法 印 八 未 定 第 私 第 条 項 遂 項 \mathcal{O} は法 第 罪 例 文 \mathcal{O} 百 百 罪 六 六 書 項偽 若公 に 百 + + 変 造 \mathcal{O} 正 ょ 項 五 L < 造 有 公 未 証 り 十 条 文 遂 は書 処 有 五 印 罪 断 印条 \mathcal{O} \mathcal{O} 私 書 原 罪 文 を 本 す 公 第 行 れ 書 文 造 若 使 除 5 不 電 等 < \mathcal{O} 実 き 書項 私 偽 罪記 < 造 磁 文 罪 変 的 書 は 0 載 造有 等 罪に 記 若 司 司 印 録 \mathcal{O} 行 n 係 法 法 の公 L 不 使 < 同 る 第罪 第 罪 文 6 正 \mathcal{O} は 法 同 百 若 書 百 罪 第 \mathcal{O} 第法 Ŧī. L 五. 偽 罪 出 に 百第 +< + れ 造 項 五百 及 又 係 七 は 七 5 + 五条 そ の若

七 号 未 \mathcal{O} 正 四に 受 条 者 及 遂 規 助 収 不 若交 兀 び罪 \mathcal{O} 定 受 正 受 輸 第 付 六 等 L す \mathcal{O} \mathcal{O} 交 < 罪 送 四の \mathcal{O} る 号 罪 付 は若 行 \mathcal{O} 等 第 第 罪 若 \mathcal{O} L 為 同 不 罪 同 に 法 法 < に 項は項係 法 \mathcal{O} 第 同 入 係第 罪 第 第 法 は る 七 玉 る 営 第 第 七 t + 者 同利号 部十 号 \mathcal{O} 条 七 七 等 + + 四法 目 に 第 分 \mathcal{O} を 条 第 的偽 難限 兀 兀 蔵 の造民 条 除の 七 項条 る 若 難外 \mathcal{O} 六 + 旅 第 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 四民国行 六 兀 条 旅旅 号 証 \mathcal{O} 行 券 明 集 又 第 \mathcal{O} 又 不 同 罪 は 六 証 等 書 法 は 法 寸 明 等 同 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 第 密 入 法 第 三 書 所 \mathcal{O} 七 航 玉 等 持 不 第 等者

九 |は|+ 一若 \mathcal{O} 刑罪の L 他 第 旅十 罪 < 条 券 人 法 条 又は 뭉 名 第 は第 義 か 項昭八 旅 5 れ項 券 第 第 和 Ś 等 五 営 号 号 + \mathcal{O} \mathcal{O} 罪 利 譲 ま 六 に 渡 で 旅 年 目 等 券 係的 法 自 る \mathcal{O} 等 律 同旅 偽 己 \mathcal{O} 第 券 造 名 不 条 第等 旅 義 正 百 受 六 \mathcal{O} 券旅 項不 等 交 券 + 等 付 七 正 \mathcal{O} 未 受 譲 \mathcal{O} 号 遂 交 渡 譲 若 罪 付 等 渡 第 築

イのせは 又百 害次 虚 は に す 証 + 拠 偽 他 る 掲 裁 法 若 を 刑 目げ 判 0 人 第 使 条 的 又 証 \mathcal{O} る 九 用 罪 は は 言 刑 で 検 +さ 無 変 強 に 察 を 事 犯 五. せ 期 要 造 さ 事 さ 条 係 又 る 若 さ 件 せ る れ は 目 審 た 警 せ に \mathcal{O} 公 的 又 関 罪 Ł 判 察 務 で は 執 は L \mathcal{O} 又 \mathcal{O} 犯 次 長 に は 職 証 行 さ 期 拠 証 に 限 捜 務 妨 れ 几 言 掲 を る を 害 は 査 た 年 偽 \mathcal{O} 隠 を げ 行 及 造 さ 職 滅 る う び 0 罪 若 さ 又 務 せ 公 職 に ず に は 務 せ 務 \mathcal{O} 限 係 同 執 員 強 る。 役 偽 若 法 行 は る に 造 L 自 第を ょ 己

引

渡

L

等

遂

罪)

 \mathcal{O}

罪

用 罪

- 刑 条 第 百 偽 六 造 + 有 価 条 証 券 有 行 価 使 証 等 券 偽 \mathcal{O} 造 罪 等 又 は 第 百
- 1 正|磁|で 刑刑作的 刑 出 記 支 法 録 払 第 備 力 用 百] 力 六 未] F, +遂 所 ド 罪持 電 条 磁 \mathcal{O} \mathcal{O} 的 支 罪払 記 か 用 録ら 力 不 第 正百] 作 六 K 電出 等 磁 的 条 記 不 \mathcal{O} 録 五. 正 ま
- 法法 百 七 + 五. 条 わ 11 せ 0 物 頒 布 等 \mathcal{O} 罪
- リチ 义 の第第準 罪百 八 + 六 条 常 習 賭 博 及 てバ 賭 博 場 開 張
- ヌ 収収 期 刑 利 及 法 受 第 託 百 後 収 九 収 賄十 九賄 及七 び 条 あ 事か 0 前ら せ 収 第 W 賄 百 収 九 賄 第 + 七 \mathcal{O} 条 罪 供 \mathcal{O} 賄 四 ま 加で 重
- ヲ ル 致 刑刑賄 法 法 第の第第で二罪二百事 九 百 + 兀 条 条 傷 殺 害 又 \mathcal{O} は 罪 第 又 は 百 そ 五. \mathcal{O} 条 未 遂 罪
- ワ 刑死 法 百 等 + 致 条 死 傷 逮 捕 \mathcal{O} 及 罪 てド 禁 又 は 第二
- カーニー ||未 略び 刑十 誘 身 成 拐 \mathcal{O} 年 法 第条 代 者 人 金 略 一百二二 身 目 取 売 的 及 買 び +略 誘 兀 取 等 拐 被 条 略 か 取 営 5 所 者 在 第 利 等 玉 目 外 所 的 百 等 在 移 国送 略 外 取 目 移 的 及 条 送 略 び ま 取 誘 で 被及
- 彐 致 第 窃 盗 刑 取 死 法 者 未 傷 百 遂 几 不 第 罪 + 動 強 百 産 侵 強 条 罪姦 ま 奪 + で 五. 及 び 条 強 盗 同 事 か 致 5 後 第 死 強 盗 第 百 昏 は 百 第 酔 + 強 百 八 盗 条 兀 条 ま で +か 強

口 を 0) 表 に 掲 げ

は 禁 錮 0 刑 が 定 め 5 れ 7 1 る 罪 口 掲 げ る

タ 遂 刑 罪 法 電 第 子 \mathcal{O} 計 一百 罪 算 機 兀 使 + 用 六 条 詐 欺 か 5 第二 背 任 百 準 五. 詐 欺 条 ま で 喝 作

ソレ 刑法法 第 百 五 十 条 務 上 横 領) 罪

法罪法 第 二百 五. + 六 条 第 項 盗 밆 有 償 譲 受 つけ

刑の \mathcal{O} 罪 又 第 は 同 百 条 六 0 + 例 条 に ょ 建 ŋ 造 処 物 断 等 す 損 壊 き 及 び 同 致 死 傷

号 爆 国罪第発 物 条 取 カュ 締 5 罰 第 則 六 条 明 ま 治 で + 七 爆 年 発 太 物政 \mathcal{O} 官 使 布 用 告 第 製 造 + 等

三

兀 幣 \mathcal{O} 六 造 及 行 5 び 使 \mathcal{O} 等) \mathcal{O} 模 輸 第 に 罪 造 入 お \mathcal{O} 若 に 11 未遂 関 て 遂 罪 は 第三 偽 す 流 造 る 通 第 条 等 法 す 第 兀 律 る 条 貨 第 項 明 幣 (偽 治 紙 造 偽 条 幣 等 造 + 銀 準 外 偽 行 備 玉 造 年 券 流 法 証 通 玉 律 \mathcal{O} 券 罪 貨 偽 幣等 又 通 造

五. 印れ 紙 犯 罪 処 罰法 は明 第治 兀 + 年 法 律 第 + 九 号)

第 罪条 (偽 造等) 又 条 偽 造 印 紙 等 \mathcal{O} 使 用 等

+ 項 号 力 未遂 行 為 第 罪) 等 条 処 又 は 罰 に 第 第 関 す 条 項 る 法 加 律 重 常習傷害 大 傷 害 正 +若 五 等 年 法 律 は 罪 第

六

八 七 律 第 盗 習 九 犯 号) 累 等 犯 \mathcal{O} 強 第二条か 防 窃 止 盗、 及 び 常 習 5 処 第 四 分 強 に 盗 条まで 関する 致 傷 等 法 (常 律 \mathcal{O} 習 (昭 罪 特 和 殊 強 五. 年法 窃 盗

金

関

0)

信

託

業

務

0)

営等

関

す

る

法

律

年 融

法 機

律第

四

十三号)

第 兼

八条

第二号

(損

補 昭

塡

- 12 -

係 る 利 益 0) 収 受等 \mathcal{O} 罪

- 九 農 第 九 業 + 協 同 条 組 合 \mathcal{O} 六 法 第 昭 뭉 和 損 + 失 補 年 法 塡 律 に 第 係 る 百 利 \equiv + 益 0) 収号
- 一六 職 業 安 定罪九 暴 法 行 等 昭 に 和 よる + 職 業 年 紹 法 介 律 等 第 百 0) 兀 罪

受 等

 \mathcal{O}

- 十三条 褔 祉 法 昭 和 + 年 罪法 律 第 百 六 + 兀 号)
- 十 三 罪 十 第 五. 六 + 条 郵 第 便 条 第 法 項 項 昭 つ 切 和 児 手 童 類 +淫 \mathcal{O} 行 偽 年 造法 \mathcal{O} 等 律 第 の百 罪 六 又 + は Ŧī. 号) そ 0) 未遂 第
- る部 利 者 第 第 益 百 取 百 金 引 \mathcal{O} 九 九 融 等 + + 商 七 七 品 又 条 条 取 は \mathcal{O} 引 第 虚 法 罪 第 偽 + 有 百 昭 条 価 和 第 号 証 + 券 + カュ 届 兀 5 号 第 出 年 書 + 法 損 五. 等 律 失 号 第 \mathcal{O} ま 補 提 出 塡 で + に 等 五. 内 号
- 十四四 律 風 俗 昭 無和 営 収 業 受 可営業) 等) 等 0 規 法 制 の罪第 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 百 業 務 + \mathcal{O} 適 号 正 化 第 四 等 に + 関 する 九 条
- 十 五 第 法 号 大麻 条の三 取 許 締 法 使 昭 用等) 和二十 0 三年 罪 法 律 第 百 + 兀

号)

0)

- 第 船員 職業 条 (暴行等に 安 定法 昭和二十 よる職業 紹 年 介等) 法 律 第 0) 百三 罪 + 号
- 収 条 競馬十 賄 第九十八 消 費 無 の 罪 格 生 法 活 昭 条 協 競 馬 和二十 \mathcal{O} 同 兀 等 組 合 損 又は第三十二条 法 年 失 補 法律第百 昭 塡 和 に + 係 五十八号) る 年 の二後段 利 益 法 律 \mathcal{O} 第 収 受 第三 百 加

0

代 医罪 表 O社 七 療 会 カュ 法 医 5 療 第 昭 法 和二 七 + 債 権 条 者 年 \mathcal{O} 等 +法 律 \mathcal{O} ま 条 特 で 第 別 背 役 百 任 員 五. 号) \mathcal{O} 特 未 項遂 第 別 罪、、 背 任 七

二 十 自転 人 競債 権者 0) 権 利の 行 使 に 関 する 収 賄) 0) 罪

虚

偽

文

書

行

使

等)

又

は

第七

+

0

+

第

へ 社

号)

第 五. + 六 条 車 無資 技 法 昭 自 和 転 車 + 競 走 等) 年 法 又 律 第 は 第 百 六 + 九 条後

加

二 十 る 兀 段 利 + 益 水 重 号) \mathcal{O} 産収 収 受等) 賄 第 業 百二十 協 同組幣格 罪 九 合 条 法 \mathcal{O} 昭 第 和 + 号 損 年 失 補 法 律 第二百 塡 に 係

二 十 二 の百 収 受等) + 中 号) 小 \mathcal{O} 企 罪 第 業等 + = 協 同 条 組 0) 合 法 (損 昭 失 和 補 塡 + に 兀 係 年 る利 律 益

二 十 E 兀 年 協 法 同 律第百 組 益 合 \mathcal{O} に 収 ょ 受等) る + - 三 号) 金 融 の 罪 事 第 業 十 に 条 関 0 す <u>ー</u>の <u>-</u> る 法 律 損 昭 失

二 十 補 七 + 四塡 七 弁護士 条第三 護 号 法 昭昭 非 弁 和二十四 護 士 0 法 年 律 法 事 律 第 務 0 取 百 扱 五. 号) 7 等)

十 の 又 五 罪 は 第 四号 (業として 行う譲り 受け た 権 利 0 実 行

二 十 罪 び 安 第二 全 百 の維 二十八 玉 持 為 , 号) を妨げることとなる 替 及 第び 六 外 + 玉 九条 貿 易 \mathcal{O} 法 六 無 昭 許 玉 和 際 可 取 的 + な 平 引 兀 等)の 年 · 和 及 法

律

第六 小 型 + 自 動 条 車 競 無 走 資 法 格 昭 小 型 和 自 + 動 五. 車 年 競 走 等 法 律 第 は

+ 五. 後 段 加 重 収 賄 罪

号) 商 第 밆 三百六 先 物 取 引 Ξ 法 条 第 昭 九 和 号 + 損 五. 年 失 補 法 律 塡 第 に 係 る 百 利

<u>-</u>+ 百 \mathcal{O} 号 収 受 無 毒 等) 第 第 及 登 録 条 CK \mathcal{O} 販 罪 \mathcal{O} 劇 売 等 違 物 反 取 の行 締 為 罪 法 又 は係 昭 る 同 和 二 十 同 法 第法 第 五. +年 兀 + 法 兀 律 条 第 第

罪|第 号 (興 奮 等 \mathcal{O} 作 用 を 有 す る 毒 物 等 0 販 売 等 の -

- 号 与 は 投 等 第 資 利 書 法 員 (損失が 等 匹 主 使 債 行 年 \mathcal{O} 用集神い 項 等 \mathcal{O} 使 権 特 法 投 者 権 資 に 別律 (投 塡 て 利 関 等 背 第 信 に 資 第二 \mathcal{O} \mathcal{O} す \mathcal{O} 任 百 託 係る利益 主 行 る 特 九 及 の使 収 百 別 + び 行 投 八 権 に 賄 背 第 益 為) 利 関 任) 号 + 資 0 す 兀 百 0 法 収 る利 第二 行 第二 又 条 受等 に は 使 第 + 第 第二百 益 百 八 関 に 百 関 \mathcal{O} 項百 条 す \mathcal{O} する 受供 + る \mathcal{O} 兀 投 + 法 与) 利 条 資 条 条 律 十三条第二 第 主 代 \mathcal{O} 執 昭 受 供 項 0 L 偽 投 行 和 資

三十 の 第 九 + 条 庫 \mathcal{O} 法 兀 の二(損失補塡に 昭 和 二 十 六年 法 係 律 る利 第二 益 百 0) 収 受等

三 十 一 競 走 百 等 兀 干 、 ス 、 は · 二号) 1 タ 第] 七 第六 ボ 十二条後 1 + \vdash 五. 競 条 走 段 法 無 加 資 昭 重 格 和 収 モ 賄] ター 六 の 罪 年 法 ボ] 律 第

用、 醒 覚 剤 醒 \mathcal{O} 剤 せ 原 施 用 料 剤 等 取 \mathcal{O} 輸 締 法 等 第 第 四 兀 + 条 兀 条 + 七 (覚 (覚醒 \mathcal{O} 兀 醒 剤 剤 原 管 \mathcal{O} 理

三十 三 十 未 利 等航 寸 条 七助 令 輸 \mathcal{O} 十 三 長) 第三 目 輸 援 者 密 0 等 罪 的 覚 助 航 五 \mathcal{O} 集 等 百 醒 等 収 团 者 条 0) 出 在 剤 受 の第 + 係 不 密 を 入 0) 法 等 玉 原 子 航 不 留 兀 七 九 る \mathcal{O} 号) 料 十三 備 入 罪 者 法 力 管 資 \mathcal{O} 玉 金 偽 理 又 若 \mathcal{O} 入] 条 者 玉 造 第 及 譲 等 は 輸 ド 渡 0 偽 七 第 等 < 送 び 同 さ 在 \mathcal{O} 十三条 L 提 兀 法 せ 造 留 難 0) は لح る 等 供 + 蔵 第 第 力 民 譲 認 等 匿 七 第行 準] 在 七 受 留 \mathcal{O} 定 条 等 + + 七 為 備 K け 等 兀 兀 等 力 法 0 + 又 と + 第 は 条条] \mathcal{O} 兀 所 \mathcal{O} 罪 持 ド 昭 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 第 周 若 項和 覚 八 \mathcal{O} 七 偽 兀 第 旋) 第 造 醒 兀 + + L 七 等) 不 + < 不 兀 剤 + 第 \mathcal{O} 条 兀 七 法 六 条 原 は 項法 集 罪 そ 料 条 + 就 年 0) 寸 営 玉 密 集 労 \mathcal{O}

四遂 五. 受等 号 第 長 \mathcal{O} 期 罪十 信 五. 用 条 銀 0 行 法 0) 昭 和 (損 失 十 補 七 塡 年 に 法 係 律 る 第 利 百 益

+ 施 用 兀 等) 号) 麻 薬 又 は 第 及 六 U 第六 +向 四精 + 条 神 六条 薬 \mathcal{O} 取 0 締 (ジ 法 麻麻 ア セ昭 薬 チ 和 0 ル 施 七 + 用 八 ル 等 ヒ 年 ネ 法 等

三十 可 第 製 罪 第 造 号 労 又 銃 武 + 器 働 は 砲 \mathcal{O} 金 猟 銃 弾 等 罪 銃 条 庫 砲 製 \mathcal{O} 法 及 造 \mathcal{O} 無 製 び 許 銃 法 昭 銃 可 造 砲 和 製 昭 砲 \mathcal{O} 造) 弾 和 係 無 以 許 る 外 八 同 若 可 + 年 条 \mathcal{O} 製 L 八 法 造 < 第 年 武 律 兀 器 は 法 第 号 第 0 律 二百二十 無 第 第 猟 + 許 百 + 銃 可 兀 製 条 + \mathcal{O} 造 \mathcal{O} 無 五.

罪 第 百 条 0 匹 0 損 失 補 塡 に 係 る 利 益 0 収 受 等

関 税 法 昭 和 + 九 年 法 律 第 六 + 号) 第 百

入 い 八 し 貨 条 て 物 出は \mathcal{O} 輸か のら 出 な 1 輸百 貨 入 物 L \mathcal{O} て 保 は 税 なら 地 域 な 1 0) 貨出 蔵 物 置 \mathcal{O} 等 輸 罪

 \mathcal{O}

兀

5

第

九

条

 \mathcal{O}

ま

で

輸

L

て

は

な

5

三十 L 項 脱 為 関 金 日本中では一日本中で 法 利 す 高 行 若 等 保 る 為 法 証 律資な < 若 料 資為 第 のは L 金 受 入 罪 第 < 五. \mathcal{O} 係 条 又 は 第 受入 る は項 第 五. れ 高 同 同 条 れ 法 法 業 条 の 三 金 預 等 第 第 と 第 利 ŋ 等 金 \mathcal{O} 条第 項保 条 て 及 罪 若 行 証 び 高 料 う 第 金 項 < 著 五 金 が 利 等 利 あ 条 は (元 第 等 る \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 本 場 取 高 \mathcal{O} を 第 条 金 脱 合 締 保 第 法行 利 \mathcal{O} り \mathcal{O} 高

兀 七 央競馬 条第 会 項後 法 段 昭 和二 (加重 + 収 九 賄) 年 法 律 罪 第 百 五

兀 不 法 正 の 手 昭 相 助 十 和三十年は に よる補 法 係 助 いる予算 律 金 等 第百七十 の受交付等) \mathcal{O} 執 九 行の 号) 適 第二十 正 \mathcal{O} 化 罪 に 関 九 する 条

兀 困 惑 業 として行う場 第十 等 に 売 条 春 よる売春 防 売 春 止 法第六 所 を さ 0 提供) 第八 条第 せる契約 条第 項 第十二条 角 項 旋) 第十 へ 対 償 (売 条第二 \mathcal{O} 第 春 収 七 を 受等 条 項

兀 + せ る業) 実 条 包 銃 兀 砲 又は第十三条 第 \mathcal{O} まで 刀 剣 類所 拳 条 所 銃 持 持 0 等 等 へ 資 取締法第三十 カュ \mathcal{O} 譲 金 渡し ら第三十 発 等の 射、 等) 提供) 輸 0) 条 \mathcal{O} 所 罪 九 持 か ま 5 で 第三 条 譲 渡

銃 若 品 等 供 銃 \mathcal{O} 等 等 回の 及 号 \mathcal{O} 周 罪 条 < と び 旋 カコ 所 \mathcal{O} 第拳 L は持 猟 等 輸 5 第 第 銃 て 第 銃 入 号 実 以 +0) \mathcal{O} 若 物 項し 外 予 + 包 第 (拳 < \mathcal{O} 品 \mathcal{O} 条 備 未 銃 + 条 銃譲 は \mathcal{O} \mathcal{O} 部 遂 渡 輸 第 砲 拳 0 十 罪 + 品 等 銃 入 条 五. 等 号 لح \mathcal{O} \mathcal{O} 等 \mathcal{O} ま 譲譲 所 拳 0 受 拳 渡 第 持 銃 輸 で 六 け 銃 等 L 第 入 第 + 部 に 猟 と \mathcal{O} 0 + 係 譲周 品 銃 第 項 譲 受 旋 条 \mathcal{O} 第 渡 る 0 号 け 資 条 譲 所 \mathcal{O} L と 金 持 \mathcal{O} \mathcal{O} + 渡 号 又 等 等 周は + 七 拳 譲 L 等 旋 受 第 銃 拳 \mathcal{O} 提 拳 部 け 等 第 銃

兀 兀 罪 七 + 百 + 九 + 五. \mathcal{O} 罪 十 八 条 六 商 特 条 又 標 許 は 又 法 法 第 は 七 昭 第 昭 +百 和 和 八 九 条 + + 十 \mathcal{O} 兀 六 兀 条 年 年 0) 法 法 (商 律 律 標 第 第 特 権 百 百 等 許 + \mathcal{O} + 権 等 侵 七 害 号 0 号 侵 害 第

兀 十性 + \mathcal{O} 六 確 保 医 等 薬 に 品 関 す 医 る 療 法 機 律 器 等 昭 \mathcal{O} 和 品 質 + 五. 有 年 効 法 性 律 及 第 び 百 安 兀 全

品 製 \mathcal{O} 造 五. 等 号 販 等 又 第 は 八 \mathcal{O} 第八 + 罪 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 条 + 兀 \mathcal{O} 条 九 第 九 業 号 と L (業とし 7 行 う て 指 行 定 う 薬 物 医 薬 0)

売

兀 特 兀 + 使 別 七 に 背 任) 関 著 年 金 す 作 法 融 る 又 律 機 権 収 法 は 第 関 賄 第 八 \mathcal{O} 昭 七 合 + \mathcal{O} 十三 六 和 併 罪 号 兀 及 条 + び 第 五. 第 転 年 換 七 法 項 + 15 律 関 第 株 条 す 主 兀 る 等 設 + 法 0) 立 律 八 号 権 委 員 利 昭 \mathcal{O} \mathcal{O} 和

九

条

第

項

又

は

第

項

著

作

権

等

0)

侵

害

等

罪

+ 九 第 五 年 条 法 航 律 空 航 機 第 空 六 0 罪機 強 + 取 強 取 号 等 等 \mathcal{O} 致 処 第 罰 死 に 条 関 又 す は 航 る 第 空 兀 機 法 律 条 \mathcal{O} 強 航 取 昭 空 等 和 機 匹

Ŧī. +無 法棄 号 \mathcal{O} 業 五. 投 運 廃 年 許 廃航 棄 棄 廃 可 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 罪 物 棄 廃 律 棄 阻 罪 害 又 第物 \mathcal{O} 物 棄 に 百三 処 は 処 物 \mathcal{O} \mathcal{O} 係同 理理 処 処 る 号 +理 \mathcal{O} 施 理 未 受 に 設 業 七 及 遂 掲 託 \mathcal{O} 号 び 罪 げ 無 清 若 許 る 第 第 掃 \mathcal{O} 罪 L 可 七 に 罪 < 号 設 +関 置 係 は 五. す 条 る 第 名 る 義 第法 同 + 貸 条 兀 律 第 第 号 項 + 第 昭 号 項 不 和 法 号 几 第 不 投 産

五. 機 る 第 る 十 内 法 行 五. 為 律 条 \mathcal{O} 等 ま 航 爆 昭 で 空 発 業 和 \mathcal{O} 物 務 航 兀 危 等 中 空 険 0) 危 \mathcal{O} 九 を 持 航 険 年 生 込 空 法 み 機 律 さ 航 第 \mathcal{O} 行 せ 未 破 中 る 遂 壊 + 行 \mathcal{O} 罪 等 航 七 為 뭉 空 等 \mathcal{O} 業 機 0 罪 務 を 処 第 中 墜 罰 \mathcal{O} 航 さ カュ 関

五. 昭 +ので 罪 和 人質に 五. 十 人 質 よる 年 に 法 ょ 強 律 る 要 第 強 匹 要 等 行 + 八 加 為 号) 等 重 \mathcal{O} 人 質 第 処 強 罰 要 条 に 関 カュ 5 す 人質殺 第 る 兀 法 害 条ま 律

五十 五. 十 年 四法 律 条 第 第 銀 百 行 限 号 法 連 号) 鎖 無 昭 講 免 第 和 \mathcal{O} 五. 許 五. 防 条 + 営 止 業) 六年 に 開 関 設 又 は 法 す 等 る 律 第五 第六十 法 0) 律 罪 + 昭 三条の 九 号 和 五. <u>ー</u> 第六 +

生 産 五. 損 及 び 失 細 補 貯 菌 蔵 塡 兵 器 0 係 禁 る 生 止 利 並 物 益 兵 び \mathcal{O} 器 に 収 廃 受 等 棄 及 に び 関 毒 0) す 素 罪 る 兵 条 器 約 0) 等 開 \mathcal{O} 発 実

等 九 施 に 0 条 製 関 造 生 す 等 る 物 兵 法 律 \mathcal{O} 器 罪 等 昭 \mathcal{O} 使 和 用 五. 等 + 七 又 は 法 律 第 + 第 条 + 生 号 物 兵 器 第

五 +貸 金 法 昭 和 五. + 八 年 法 律 第 + 号 第

Ŧī. +兀 罪 労 + 七 働 又 禁 뭉 者 は 七 同 条 \mathcal{O} 労 働 第 業 法 保 第 務 第 護 者 五 号 に 匹 + 等 派 0 遣 条 八 に 無 1 条 関 事 第 7 登 業 す 録 \mathcal{O} る 項 有 0) 労 営 に 法 害 適 業) 働 係 業 律 正 者 務 な る \mathcal{O} 派 同目 昭 運 遣 罪 的 営 法 和 事 第 労 六 \mathcal{O} 業) 五. 働 + 確 者 保 十 年 \mathcal{O} 九 派 法 及 罪 条 遣 律 び 第 派 第 八 遣

五 所 特法 脱 + 別 律 永 第 た 目 住 者 七 者 + 等 本 永 国 証 \mathcal{O} 住 明 号 出 と 者 書 入 \mathcal{O} 証 偽 玉 平 第 明 造 管 和 書 等 十 理 条 偽 六 に 約 造 条 関 偽 に 等 造 す 基 カュ 準 る 特 5 づ 備 第 別 特 き 永 例 日 \mathcal{O} 住 + 法 本 罪 者 \mathcal{O} 条 平 証 玉 ま 成 明 籍 書 を 年 離

五十 匿 九持 又 麻特 同は 薬別 第 特 項 例 法 未 第 遂 六 罪 条 第 \mathcal{O} 罪 項 薬 物 犯 罪 収 益 等 隠

等 成 Ŧi. \mathcal{O} 年 協 罪 法 律 組 第 織 兀 金 +融 四機 号) 関 \mathcal{O} 第 優 五. 十 先 出 七 資 条に 関 虚 す 偽 る 文 法 書 律 行 使平

六十 受 等 七 号 \mathcal{O} 第 不 罪五 動 +産 特 条 定 第 共 同 号 事 業 損 法 失 補平 塡 成 に 六 係 年 る 法 利 律 益 第 七 \mathcal{O} 収十

六十二 る 第 法 兀 + 律 条 化 ま 発 学 IJ 平 散) で 成 兵 等 七 器 化 又 年 \mathcal{O} 学 は ょ 法 禁 兵 第 る 律 止 器 第 及 0 条 身 び 使 第 被 特 用 害 五. 定 号) 項 物 \mathcal{O} 防 質 カュ 造 第 止 \mathcal{O} 等) 第 規 関 + 制 の罪 項 す 八 等 ま る 条 に で 関 法 カュ 律 す

6

- 20 -

等 罪

る供 社 五. 利 四造 員 条 与 条 条 益 第 等 条 百 0) \mathcal{O} 若 虚 \mathcal{O} 保 受 + 代 第 険 項 権 偽 L 供 < 文 表 利 与 は 株 \mathcal{O} 書 社 条 号 法 等に 第 債 主 行 行 兀 等 使 使 権 取 損 平 0 等 者 に 成 項 \mathcal{O} 締 失 V 関 等 役 補 七 権 7 等 株 利 す \mathcal{O} 塡 年 \mathcal{O} 第三 る 特 に 法 主 \mathcal{O} \mathcal{O} 威 等 収 律 行 別 特 係 迫 百 背 賄 \mathcal{O} 使 別 る 第 行 権 に 任 背 利 百 為) 関 + 又 五. 利 益 任 号) す は 九 \mathcal{O} 0 第 条 行 る 収 第 罪 第 使 利 三 第 第 受 百 百 等 に 益 Ξ 関 項 百 百 \mathcal{O} + す 受

六十 更 力生 **平** 五. 成 臓の 八 金 罪年 融 法 機 律 関 第 等 九 \mathcal{O} 十 更 五. 生 号) 手 続 第 \mathcal{O} 五. 特 百 例 兀 等 + に 関 九 条 す る 詐 法 欺

六十

器

 \mathcal{O}

移

植

関

す

る

法

律

平

成

九

年

法

律

第

兀

号)

第二

+

条

第

項

臓

器

売

買

等

 \mathcal{O}

罪

六十 成 ツ 八振 資産の 年 法 スポ 律 第 0) 1 又は 六十 流 ツ 動 振 第三十七 化 興 号) に 投 関 票 す 第 0) 条後段 る法 実 + 施 等 律 加 条 に 平 関 重 成 無 す 収 十年 る 資 賄) 格 法 法 ス 律 0) 律第 ポ 罪

益 百 第三 五. 社 \mathcal{O} 百 収 뭉 員 受等 等 五. 百 条 第二 \mathcal{O} 条 権 虚 利 百 偽 \mathcal{O} 第三 代 九 行 文 表 + 書 特 百 七 使 定 に 行 条 関 条 第 使 社 等 す 債 取 号 権 る 者 締 収 賄 等 役 第 損 等 失 \mathcal{O} 補 百 特 又 0) 特 塡 は 九 別 第三百 条 背 任 別背 に 係る利 第 任 項

る利 与 条 益 第 感 0) 染 項 供 症 与等に 0 社 は 第 員 予 防 等 及 項 \mathcal{O} 権 び て 社 利 感 0 染 員 0 威 症 等 行 迫 0 使 \mathcal{O} 行 患 に 権 為) 者 利 関 す 0) 対す 行 る 罪 使 利 る 益 0) 医 関 療 す

等 項と 児 第 に 号 童 \mathcal{O} 関 種 て 輸病 す \mathcal{O} 児 項 入 保 童 ま 種 る 行 第 原 買 法 う 五 護 体 で 病 児 \mathcal{O} 条 等 春 等 原 律 罪の 童 に 体 平 買 児 関児 等 所 種 す 成 春 童 童 持 病 \mathcal{O} る 買 勧 ポ 原 発 + 等 誘 散 春 法 年 体 ル 法 周 律 又 等 律 旋 に は 0) 第 平 第 係 第 輸 第 七 百 七 成 る 入 + + + 条 第 + 行 六 兀 第 八 為 条 号) 条 兀 条 年 等 第 第 項 第 法 六 \mathcal{O} 第 処 種 +か 律 六 5 項 第 罰 病 九 項 + 第六 条 から 五. 及 原 +体

七十 \mathcal{O} 罪供 民 事 再 生 法 平 成 + 年 法 律 第 百二 + 五. 号

第

百

五

+

五.

条

詐

欺

再

生

 \mathcal{O}

罪

る

提 ま

等

又

は ポ

第 ル

八

条

児

童

買 定

春

等 は

目 多

的

人 \mathcal{O}

身

売

買

等

で

児

童

等

 \mathcal{O}

不

特

又

数

者

対

す

ク 法 口 律] 平 ン ヒ 債 胚 成 等 十 二 に \mathcal{O} 関 年 式 す 又 等 法 る は 0) 律 ク 動 第 振 口 物 百四 替] 0 に ン 胎内 関 技 +す 六 術 号 等 0 \mathcal{O} 移 律 第 規 植) +制 平 六 に 成 条 関 罪 + す

七年十 \mathcal{O} 法 利 律 第社 \mathcal{O} 行 七 使 + に 五. 株 関 号) す る収 第二 賄) 百 八 \mathcal{O} 十八 罪 る法 条 第 項 加 入 者

七十 等 四権 五 第 0) 九 罪十 農 公 衆 林 九条の二の 等 中 - 央金 脅 迫 庫 目 二(損失補 法 的 0 平 犯 成十 罪 行 塡 \equiv 為 に 年 \mathcal{O} 係 法 た る利 律 め \mathcal{O} 第 資 益 九 金 \mathcal{O} + 三号 等 収 受

提 公 る 衆 供 為 資 等 等 を実 金 脅 0) 等 迫 処 行 を 罰 目 L 提 的 に ょ 供 関 \mathcal{O} うと さ 犯 す る せ 罪 する者 る 行 法 行 為 律 為、 第 を 以 実 外 条 公 行 0) 衆 カュ 者 等 ょ 5 脅 う に 第 よる資 迫 五. す 目 条 的 ま る 金 者 0) で 犯

0 提 供 等 0 罪

七十 百 社 六 更 条 生 法 詐 欺 平 更 成 生 + 兀 \mathcal{O} 年 罪 法 律 第 百 Ŧi. + 兀 号)

七十 裁 平 成 十 五. 年 法 律 第 百 + 八 号) 第

収 + 条 カュ 5 第 者 五 法 供 + __ 条 加 ま 重 で 収 賄 収 及 賄、 び 事 受 後 託 収 収 賄 賄 及 び \mathcal{O} 事 前 五

七十 八賄 破第 産 法 平賄 成 +の罪年 法 律 第 七 + 五. 号) 第二 百

六十 五. 詐 欺 破 産 \mathcal{O}

八 七 十 罪 九 十 + . 九 兀 条信条 第 託 七業 号 法 損平 失 成 補十 塡 六 に 年 係 法 る 律 利第 益 百 五. \mathcal{O} 収 + 受 兀 号) 等 第

使 使 項の 特 9 等 別 い 権 て 株 利 関 背 会社 主 す 任 \mathcal{O} 等 行 る 法 第 使 \mathcal{O} 収 九 未 第 権利 に 賄 遂 百 九 関 罪 六 百 す 0 又 六 \mathcal{O} 行 る は 八 + 罪 第 使 利 条 第 条 益 九 第 九 に か 関 百 \mathcal{O} 百 5 する 受 項 六 第 七 供 十 十 九 利 与 条 株 兀 百 益 第 主 条 六 の若 等 + 受供与 項 虚 L \mathcal{O} 権 偽 条 は 株 利 文 ま 第 主 書 で 等 \mathcal{O} 兀

八十 事 等 平 0) 成 特 別 + <u> 一</u>の 般威 八 背 社迫 年 行為) の 任 法 律 \mathcal{O} 第四 罪 及 + び 八 号) 般 財 第 寸 \equiv 法 百 に 十四四 関 す 条 る 法 律 理

+ 第三十八号) さ に 告 せ よる強 持 知 等 る 原 行 子 放 要) 為等 射 Լ 核 特 線 る 定 分 の舞迫 裂等 第三 を 核 \mathcal{O} 燃 処 発 条 罰 料 装 散 カュ さ 置 特 に \mathcal{O} 5 関 定 輸 0 せ 核 製 第 出 す て 燃 造 る 入 八 条 料 法 \mathcal{O} ま 物 放 原 律 生 質 で 射 子 命 平 等 0) 性 核 窃 物 分 放 成 に 裂 等 取 質 射 + 危 等 等 線 九 険 装 年 0 0) \mathcal{O} を 置 発 法 使 生 散 律 用 知 \mathcal{O}

別 一表 第二 第二 関 係

部 罪 不 分に 正 刑 法 \mathcal{O} 作 限 罪 出第 る。 準 百 (同 備 六 法 + 三条 又 第 \mathcal{O} 罪 は 百 同 六 0 几 法 + 同 第 法 \equiv 百条 支 第 百六 払 七 \mathcal{O} +兀 用 五. 力 第 +条]

に 十 係 罪布 八 金 る利益 年 融 法 機 律 関 第四 \mathcal{O} \mathcal{O} 収 信 受等 十三号) 託 業 務 0) 0 第 罪 兼 + 営 等 条第二号 に 関 す る 法 (損 律 失 補昭 塡 和

の頒

等)

若

<

は

第

百

八

+

六

条第

項

(常

習

賭 せ に

博 **つ**

わ \mathcal{O}

1

項 条 ド

罪

農 業 九 の十 + 協 同 条 組 0 合 法 九 第 昭 号 和 損 + 失 補 年 塡 法 律 に 係 第 る 百 利 益 + \mathcal{O} 収

兀 金 融 商 品 取 引 法 昭 和 法 律 第二十 五

> に 律 七 る + 益 兀 式 \mathcal{O} 号) 会社 収 受 商 第 等 七 工 + 組 \mathcal{O} 合 罪 条 中 第 央 金 項 庫 法 第 一号 平 成 損 + 失 九 年 補 法 塡

る 法 四係 又 は 律 第海利 三 賊条 行 条 第 為 船 \mathcal{O} 舶項 処 強 カュ 罰 取 ら 第 及 等 び 致 三 海 死 項 賊 傷) ま 行 で 為 \mathcal{O} 罪 船 \mathcal{O} 対 舶 処 \mathcal{O} に 強 取関 等 す

 \mathcal{O} 第 番 五. 五. + 号 七 行 第 兀 第 号 \mathcal{O} 罪条 政四 五. 利 第 + 第 用 手 等 続 五. 項 条十 に に 関 お 詐 個 条 す け る 欺 る 等 番 特 法 特 号 律 定 行 定 個 為 \mathcal{O} \mathcal{O} 等 平 提 人 個 供情成 に 人 報 ょ 及 を る + 識 び フ 盗 個 ア 五. 別 用 1 年 人 す 番 ル 法 る 又 は 号 た \mathcal{O} 律 提 第 85

取 得) \mathcal{O}

新 設

電

的

記

録

 \bigcirc

五. 磁

未遂 係る

の第 風罪 百 条 第 + 兀 号 損 失 補 塡 に 係 る 利 益 0 収 受 等

- 五. 律 号 昭 俗 無許 和 営 業 可 + 等 営 \mathcal{O} 業年 規 法 制 \mathcal{O} 律 及 罪 第 び 業 百 務 + = 0) 適 号 正 化 第 等 兀 に 関 + 九 す 条 る 第法
- 六 \mathcal{O} 罪 第 消 九 費 + 生 八 活 条 協 \mathcal{O} 同 四組 合 損法 失 補昭 塡 和二十 に 係 \equiv る 年 利 益 法 律 \mathcal{O} 第二 収 受 **等**) 百 号
- 七 益 号 中の 水 収 産 受等 第業 百協 同 + \mathcal{O} 組 同罪九合 条 法 \mathcal{O} \equiv 昭 第和 号 + 損年 失 法 補 律 塡 第 に 係百 る 兀 利十
- 八 九 等 号) 小 \bigcirc 企 罪 第 業 百 等 十二条 協 組 0) 合 三 法 損昭 失 和 補 塡 + に 兀 係 年 る 法 利 律 益 第 \mathcal{O} 百 収八
- に四 年 協 る利律 同 組 益第 合 \mathcal{O} 百 に 収 八 ょ 受 十三 る 等 金 号 融 \mathcal{O} 事 罪 第 業 + に 条 関 0) す <u>ー</u> る 法 律 (損 昭 失 和 補 塡
- + の九 第七 号 兀 条弁係 第護 号 商 第 品 士 (業と 三百 六 取 号 法 (非昭 して 弁護士 十三条 引法 行 う譲り 条 第 昭 の四 九号 和二十 年 法 受け 律 法 事律 (| 十 五 た 第二 務 権 失 年 0 利 補法 取百 0 塡 律 扱 五 実 第二 号) に 1 行 係る 等 百 第 0 三十 利 又 七 罪
- 号) 第 受等) + 販 毒 条 売 兀 第 物 等 条 の 違 二 十 及 び \mathcal{O} 兀 反 劇 罪 第 行 条 物 為 第 取 号 締 号 係 法 興 る 奮 ŧ 無昭 等 \mathcal{O} 登 和 0) 録 作 限 販 + 用 る Ŧī. 売 等 を 年 有 法 す 又 \mathcal{O} 律 る は 罪 第 毒 同 同

収

十 四 の 百 資 罪 四 主 + \mathcal{O} 法 投 三 権 律 資 条 利 第 信 第 託 \mathcal{O} 百 行 九 及 + び 号 使 投 八 に 号) 損 資 関 法 失 す 第 補 る 人 利 に 塡 関 百三十 に 益 す 係 \mathcal{O} る 受 る 供 六条 利 法 与 律 益 第 \mathcal{O} の昭 又 収 和 受 は 項 等) 第二

第 \mathcal{O} 覚罪九信 +用 条 金 庫 \mathcal{O} 四法 \mathcal{O} 昭 和 損 失 + 補 六 塡 年 に 法 係 律 第 る 利 益 百 \mathcal{O} + 収 八 受 等 号

十一十十十八受号七ド項六の五 譲 出 渡 不 法 入 L せ 就 لح 玉 V 譲 労 管 剤 受 助 理 取 け 長 及 び 締 と び 法 \mathcal{O} 難 又 第 周 は 民 几 旋 第 認 + 定法第 七 \mathcal{O} 条の 十三条 罪 七 + \mathcal{O} $\dot{\Xi}$ 五. 条 覚 在 \mathcal{O} 醒 留 剤 力 第 原 料]

等 長期信 第二十 \mathcal{O} 備 五. 用 条の二の 銀 行 罪 法 昭 和 損 失補 + 七 塡 年 に 法 係 律 る 第 利 百 益 \mathcal{O} + 収七

偽

 \mathcal{O}

 \mathcal{O} 第 無 \equiv 武 許可 + 器 等罪 製 条 製 造) \mathcal{O} 造 法 の第 昭 号 和 (銃 + 砲 及 年 び 法 銃 律 砲 第 弾 百 以 兀 外 + \mathcal{O} 五. 号 武

 \mathcal{O} 罪 第 百 労 働 条 0) 金 兀 庫 の二(損 法 昭 和 失補 + 塡 八 に 年 係 法 る 律 利 第 益 \mathcal{O} 百 収受 + 等 七 号

<u>-</u> 受 る 反 行 入 法 出 為に れ 律 資 等) 第 0 係 八 受 る 条 \mathcal{O} 入 ŧ 罪 第 れ のに 同 項預 限 法 ŋ る。 第 元 金 本を 及 条 び 又 保 金 は 証利 等 第二条第 L て \mathcal{O} 行 取 う 締 出 り 項資に の金関

等 に 売 よる売 春 防 止 春) 法 第 六六条 又は第十条 第 項 売 周 春 旋 をさ せ 第 る 七 契 条 約

--の 罪

譲譲 受 渡 拳 持 銃 第 け 銃 等 第 第 + と \mathcal{O} 部 \mathcal{O} 銃 譲周十 品 砲 第 項 譲 受 旋 条 \bigcirc 第 渡 刀 け 号 条 譲 剣 \mathcal{O} L \mathcal{O} 類 又 \mathcal{O} + 渡 号 と 周は + 七 拳 所 L 譲 旋 等 持 第 銃 拳 受 八 等 拳 第 部 銃 け 等 + 銃 若 品 等 取 \mathcal{O} \mathcal{O} の罪条 号 等 L \mathcal{O} 及 周 締 とし < 所 び 旋 法 第 拳 は持 等 第 猟 て 第 銃 銃 + 実 \mathcal{O} 若以 号 包 物項 外 L 第 条 拳 品 < \mathcal{O} \mathcal{O} の未は 銃 譲 銃 + \mathcal{O} 第 徳 等 の 部 渡 輸遂 + 罪) 入 等 品 条 五. \mathcal{O} \mathcal{O}

二十の十性十 四罪五 \mathcal{O} 号) 確 保 医 第 等 薬 묘 八 に +関 兀 す 医 る 条 療 第 法 機 九 律 器 号 等 昭の 無 和品 質、 許 可 + 医 五有 薬 年 効 品 法 性 販 律 及 売 第 び 業) 百 安 四全

<u>二</u> 十 五法 損 条 律 労 失 第 働 補 一 銀第 無 行 百 限 塡 号 法 連 号) に 鎖 係無昭 講 る 第 免 和 \mathcal{O} 利 五 許 五. 防 条 益 営 + 止 \mathcal{O} 業) 開 年 関 受等) 設等) 又 法 す は 律 る 第六十 第 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 五. 律 罪 罪 + 九 昭 条 号 和 0 五. +

<u>一</u> 十 係 者 働 , 号 (る 者 派 目も 遣 \mathcal{O} 働 \mathcal{O} 事 第 保 に 業) 護等 者 五 限 +派 る。 遣 \mathcal{O} 九 に 罪 関 事 条 す 第 業 る 同 0) 号 法 適 法 収 律 正 第 禁 兀 な 止 昭 運 条 第 営 業和 務 六 \mathcal{O} 項 に + 確 \mathcal{O} 9 年 保 違 法 及 1 反 て 律 び の第 行 派 為労 遣

-+ 七 律 潍 た 第 備 七 者 + 等 本 一 号) 玉 \mathcal{O} 罪 出 لح 0 玉 平 第二十 管 和 理 条 約 条 関 に す 基 特 る づ 別 特 き 永 例 日 住 法 本 者 0 平 証 玉 明 成 籍 を 離

受等) 凣 \mathcal{O} 第 不 第隊罪五 動 十 三 産 特 条 定 第三号 共 同 事 業 (損 法 失 補 平 成 塡 に 年 係 る利 法 律 益 第 七 \mathcal{O} 収十

すは七 る 条 九 第 利益の 資|利 の 二 保 受 + 業 供 号 法 与 条 第二 平 損 \mathcal{O} 失 成 罪項 補 七 塡 年 株 に 法 主 係 律 等 る 第 利 \mathcal{O} 百 益 権 五. 利 号 \mathcal{O} 収 \mathcal{O} 受 第 行 等) 使 百 に 関 又

三十 等の五 号 \mathcal{O} 収 行 受 等 第 産 0) 又百 流 する は九 動 第三 + 化 利 七 に 益 百条 関 \mathcal{O} + 第 す 受 る 供 条 号 法 与 第 律 損 \mathcal{O} 項 失 平 罪 補成 社 塡 + 員 に 年 等 係 法 \mathcal{O} 律 る 権 利 第 利益 百

三十 の九公罪十 農使 林 九 中関 条 の 二 の 央 金 庫 法 (損 平 失補 成 十三 塡 に 年 係 法 る 律 利 第 益 九 0) + 収 受 号

三 十 二 金 犯 供 等 罪 等 行 \mathcal{O} 処 罰 為 衆 供 \mathcal{O} 等 等) 実 に 脅 関 行 迫 \mathcal{O} 0) す 目 罪 た る 的 法 \otimes \mathcal{O} 律 に 犯 利 第 罪 用さ 五. 行 条 為 れ \mathcal{O} るも 公 た 衆 8 等 \mathcal{O} \mathcal{O} とし 脅 資 迫 金 て 目 等 の 的 の

+ 兀 信の託提 条 第 業 七 号 法 (損 平 失補 成 + 塡 六 に 年 係る 法 律 利 第 益 百 \mathcal{O} 五. 収 受等) 兀 号) 第 \mathcal{O}

五使 四 に 関す 会 社 る 法 利 第 益 九 0 百 受供与) 七 + 条 第 0) 二項 罪 株 主 等 \mathcal{O} 権 利 \mathcal{O}

三十 させ 子 る 備) 行 八 放 射 号) 為等 の 罪 第 線 0) を 発 六 処 条 罰 散 させ 第 に 関 項 す 7 る法 人の へ 特 律 生 定 核 命 燃 平 等 料 成 に + 物 危 険 質 九 年 を \mathcal{O} 輸 法 生 出律

株 式 会社 商 工 組 合 中 央 金 庫 法 平 成 九

法

係 第 る 七 利 + 益 兀 号) \mathcal{O} 収 受 第 等 七 + 0 ・三条 罪 第 項 第 号 損 失 補 塡

は 番 七 第 号 取 七 得) 뭉 五. \mathcal{O} 行 + 利 政 \mathcal{O} 第用 手 罪 条 兀 等 続 + に 第 に 九 関 お 条 項 す け る る 詐 個 法 特 欺 人 律 定 番 等 0) 号 平 行 個 為 \mathcal{O} 成 人 等 提 を 供 識 + に ょ 及 別 五. る び年 す 個 盗法 る 人 用律 た 番 第め

別 一表 第 第 六 条 \mathcal{O} 関 係)

隠配三 匿 項 を 第 ま 目 又 は で 的 条 لح 第 不 す 組 + る 法 織 行 収 的 条 益 為 な 等 殺 犯 に 等 罪 ょ 第 収 る + 益等 条 法 第 人 第 収 等 九 受) 項の 条 事 第 \mathcal{O} 業 犯 罪 罪 経 項 収 営 カュ 益 \mathcal{O} 5 第 等 支

口 る 分乱号 刑も に 等 に 刑 限幇係 \mathcal{O} 法 る。 助) を る 第 除 部 七 く。 \mathcal{O} 分 及 罪 を 七 び 除 条 同同 第 < 法 項 第 項 \mathcal{O} 七 罪 又 内 + は 同 七 同 乱 項 条 法 第二 第 第 \mathcal{O} 罪 七 号 項 + 司 \mathcal{O} に 九 罪 係 条 項 に る 孫 部 第三 内

患 刑 援助) 法 第 八 0) + 罪 条 外 患 誘 致) 又 は 第 八 + _ 条

部

分

を 除

< .

法

第

百

六条

騒

乱

0)

罪

同

条

第

-号

に

係

る

二 断 第 第 第 七 百 条 刑 九 第 項 項 法 条 第 ŧ 建 非 百 第 項 0) 現 造 八 項激 物 条 住 限る。 又 発 等 建 は 造 物 以 現 外 第 破 物 住 百 裂 放 等 建 十条 火 造 放 火 \mathcal{O} 物 第 罪 \mathcal{O} 等 罪 若 放 項 同 又 火 0) は < 法 例 第 同 は 法 に 百 第 第 ょ 八 第 百 百 ŋ 条 、 百 + 九 処 +条条

す

き

に

ホ 刑 条 法 第 非 百 現 + 住 九 建 条 造 物 現 等 住 浸 建 害) 造 物 \mathcal{O} 等 罪 浸 又 は 第 百

1 第 刑 法 第項 第 若 百 L < + は 五. 第 条 項 往 来 汽 危 車 険) 転 覆 又 等) は 第 0 百二 罪

チ 罪 九 十 条 刑 七 刑 条 第 法 法 第 項あ 道百 百 毒四 あ + λ + 煙 六 吸 条 λ 煙 食 器あ 吸 水 食 具 道 輸 汚 \mathcal{O} λ 染) た 入 煙 等 百 \Diamond 輸 \mathcal{O} 入 等) 場 又 第 七百 所 は 第 兀 提 供 百 + 第 水 六 百 道条

リ ヌ ら 項 き 損 前 百五し 第 刑 壊 ŧ 刑百 五. 段 兀 六 及 \mathcal{O} 十 法 法 は に 五条 第 + 第 び 水 第 閉 九 係 証 限 条 百 百 塞) 第有 る。 項五 条 兀 印 物 + + 外 \mathcal{O} 項虚 有 等 五. 八 罪 混 条 玉 印 不 若 又 偽 条 条 通 L は 公 公 第 貨 第 < 文 文 通 偽 書 書 は 項 貨 又 造 同 項 作 変 偽 は 及 有 法 造 \mathcal{O} 成 造 第 び 第 等 印 例 及 行 罪 百 \mathcal{O} 兀 に 公 び 使 行 五. 罪 ょ \mathcal{O} 文 + 等 書 + り 罪 使 等 七 処 同 偽 条 0 造) 条 断 同 法 罪 第 す 法 第 又 第 百若 は

十第の私書 正 刑作 項若 法 出 条 条 第 及 0) 第 び 偽 百 供 第 造 項 用 私 文 項 偽 条 \mathcal{O} から 書 罪 造 等 有 第 有 行 価 三項 使 価 証 証 券 ま 券 \mathcal{O} 行 で 偽 罪 使 造 又 法 等 等 電 は 磁 同百 的 法六 又 は 記 第十 第 録百 不 百

ル

罪 文 行

L

<

は

れ

5 <

 \mathcal{O}

罪 第 第

に

係

る

同

第

書

偽 等 に 正

造)

若

L

使 罪

 \mathcal{O} る

罪

同 第

法 は

> 百 + 載

+

九 第

第

項五

印条

有

私

文

書 項 偽 <

変

造有

 \mathcal{O}

同

法

百 実

五. 記

八

条

造

公

印文れ

公

書

原

本

等

 \mathcal{O}

は

項若

ヲ 的绿 不 刑 録 正 法 力 作 第] 出 百 ド 等) 六 所 + 持) 又 条 は \mathcal{O} の 二 第 罪 百 六 支 十三条 払 用 \mathcal{O} 力 Ì K 不 電 正 磁 的 電 磁記

ワ \mathcal{O} 罪刑 記 法 第 百 六 + 五. 条 公 印 偽 造 及 び 不 正 使 用 等

カ 制わ 刑刑性 1 刑 交 せ 法 等 第 9 百 百 九 \bigcirc 強 七 罪制 + +性 六 条 条 交 等 か 墳 5 墓 準 第 発 強 百 掘 制 七 死 わ + 体 八 1 損 せ 条 壊 ま 9 等 及 で び \mathcal{O} 準 強 罪 強制

タヨ 後九第 収 + 罪 賄 七項法法 第第 条 事 あ \mathcal{O} 百 四前 0 九 せ ま 収 + λ で 賄 七 収 条 賄 第 第 第 又 者 項 百 は 供 九 前 第 賄十 段 百 七 九 加条 収 重の + 賄 収 八 賄か 若 条 及 5 L び < 第 贈 賄 事 百 は

ソレ 法 第 百 兀 条 傷 害 \mathcal{O} 罪

|取|第 第 第刑刑の 者 第 五. 等 項 第百 法 百二 項 所 第 だ若し 百二 + 人 在 身 + 玉 六 百 < 外 売 + 条 五. 買 は 移 六 条 + 送) 条 所 第 兀 営 兀 \mathcal{O} 在 条 項 又 第 玉 利 は 第外 未 目 (被 第 百 移 成 的 略 項 送 等 年 取 百 + 者 目 略 二 十 者 六 第的 取 略 引 条 四略 及 取 渡 七 \mathcal{O} 項取 び 及 条 若 L 及 誘 び 等) 第 び 拐 L 誘 被 く 誘 は 拐 拐 の項 略

ネ 窃 壊 盗 等 刑 刑 業 法 法 第 務 第 不 妨 動 害 百三 産 百 侵 + \mathcal{O} 奪 + 罪 四 五. 強 条 条 盗 か 0) 5 第 第 第 項 百 百 電 + 子 条 計 八 条 ま 算 で 機 損

後

強

盗)

は

第二百三十九

条

(昏

酔

強

盗

罪

罪

- 31 -

- ナ 刑 電 法 子 第 計 算 百 機 兀 使 +用 六 詐 条 欺、 の 二 背 か 任、 5 第二百 罪準 詐 欺) 匹 + \mathcal{O} 八 罪 ま
- ムラ 刑 法 第 百 五. + 条 横 領) \mathcal{O}

第

百

五.

+

六

条

第

項

盗

品

有

償

譲

受

け

等

- 三 りより 爆 第 発 の刑 罪法 第 物 条 取 条 締 爆 罰 爆 発 則 発 物 物 明 \mathcal{O} \mathcal{O} 使 治 製 用 + 造 七 等) 又 年 は 太 \mathcal{O} 第三 政 罪 官 条 布 告 第 第 五. + 条 若
- 兀 等 幣力造 < 号 等 及 外 行 \mathcal{O} U 国は 模に 使 輸第 等 造お六 入 条 に V \mathcal{O} 又 関 7 罪は す 偽 流 造 る 第 通 等 法 す 条 る 律 第 貨 明幣 第 項 治 紙 条 \equiv 幣 偽 + 銀 造 偽 八 行 外 造 年 券 玉 外 法 証 律 流 玉 券 通流 第偽 六十 貨 通 造 幣貨 変
- 六 五 使 第 海|用 印の 等 条 紙 犯 \mathcal{O} 偽 罪 線罪造 処 等 罰 法 又 は明 第 二 四 条 + : 第 年 項 法 律 偽 第 造 印 + 紙 九 号) 等 \mathcal{O}
- 七 労 働十 底 号) 基 電 準 信 第 法 保 昭条 護 第 和 万 二 十 玉 項 連 二年 合 海 条 底 法 約 電 律 罰 信 第四 則 線 0) 十九号) 大 損 正 壊 五 年 \mathcal{O} 第 法 罪 百
- 八 十 児|十 七 職 業 条 条 安 定 強 暴 制 法 行 労 等 働) 昭 に 和二十 よる \mathcal{O} 罪 職 業 年 紹 法 介 律 等 第 百 \mathcal{O} 几 罪 + 号
- 九 同 + 条 兀 第 童 条 福 る。 第 項祉 法 (児 項 第 童 六十 第 七 0) · 条 号 引 第 又 渡 は L 第 及項 九 び (児 号 支 配 0) 童 違 淫 \mathcal{O} 行 反 行 罪 0) 為 に 同罪 係法又 る第は
- +郵 便 第 法 限 項 昭 切 和 手 類 + 0) 偽 年 造 法 等 律 第 百 Ŧi.

引出 書 等 大麻 金 \mathcal{O} 0 融 罪 提 商 締 出 品 等 取 法 引 昭 又 法 第 は 和 第 百 + 百 九 \equiv 九 + + 年 七 条 法 七 条 律 第 虚 \mathcal{O} 百 偽 二 十 有 内 価 兀 部 証 者 取 届

十三項 二 十 第 麻項 兀 \mathcal{O} 条 取 使大 第 用麻 等) 項 \mathcal{O} 所 \mathcal{O} 持 大 罪 等 麻 \mathcal{O} 又 栽 は 培 第二 等 十 四第 条 + \mathcal{O} \equiv 兀 号) 第一 条 の

十 十 十 六 第 五 十 四 ~ 条 第 船大 競百 無資 馬 + 員 法 職 格 条 業 競 安 昭 (暴 馬 定 和 等 行 法 等 + \mathcal{O} に 昭 罪 ょ 年 和 る 法 船員 十三 律 第百 職 年 業 五十 法 紹 律 介 八 第 等 号) 百 \mathcal{O} + 第三 罪 뭉

五. + 外 自 玉 六 転 条 為 車 替 無 競 及 技 資 \mathcal{U} 法 格 外 自 玉 昭 転 貿 和二 車 易 競 法 十三 走 六 第 昭 等) 年 和 法 0) 律 罪 第 + 二百 兀 年 法 九 号) 律 第

る項 術 無 百 電波法 許国 可際 十八 取 的 , 号) 引等) 的 な 平 \mathcal{O} 無 第六 和 許 又 は 及び 可 + 取引等) 第 安 九 六十 全 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 九条を 六 0) 罪 項 妨 七 第げ 若 る L 項 < (特 لح は 特 定 な 第二

十 十 十 九 号 八 局 八 七 技 0 条 無線設 の 二 第 法 備 (昭 0) 項 損 和二十 壊 電 等) 気 通 五. 0) 信 年 罪 業務 法律 第 等 \mathcal{O} 百 用 に + 供 する 無 第 線 百

第 文化財 第六十 百 小 九十 型 財 自 三条 保 動 条 護 車 法 競 無 走 重 資格小 昭 要 法 文 和二十 昭 化 型自 財 和 二 十 0) 五. 動 年 無 車 法 許 五. 競 律 年 可 走等) 第二百 輸 法 出 律 第 0 二百 + 罪 匹 百第九百 뭉

五. 条 第 項 重 要文 化 財 0) 損 壊 等 は 第

六条第

項

史

跡

名

勝

天

然

記

念物

0)

滅

失

等)

0)

罪

地

方

税

法

昭

和

- +

五

年

法

律

第二百二十六号)

- 33 -

二十七 二 十 五 二十は六第 二 十 罪 覚 競 Ŧī. 醒 百 百 . 四 供 け < 入 第 走 正 第 は 百 又 九十八条 る 管 項 は 犯 剤 等 等 兀 与 条 百 は 第 兀 百二条 7) の罪 等に 条道取第路引 第 に 理 覚せ 百 第 第 不 0) モー 投資 + 百 不 出 商 外 法残 より犯 法 入 覚 所 兀 百 第路 品 五. 兀 兀 条第二 国 覚 第 四 0 等 項 持 条 入 先 醒 V タ 項 信 運 十 等) 第 醒 に 留) 玉 管 剤 1 項 送 剤 条 兀 の三十 Ì 物 (保昭 託 関 され 剤 の 軽 0 て + 第 六 条 取 投 第 理 ボ 及 法 取 項項 する風 締 和二 \mathcal{O} 油 及 安 資 自 引 若 使用等) 0)] び 施 用 威 引 たも 十五 一三第 U 法 兀 第 第四 条の二第 林 投 動昭 法 主 項 (森 他 取税 迫 < + 難 第 資 第三 \mathcal{O} + 競 0) 車和 事 等) 説 行 林窃 権 <u>二</u> 十 号 民 +几 条 0) は 区 六 走 法 道 0 為) に \mathcal{O} 認定法 域内に 項 を除く。 第二 又は第四 + 年 法 利 業 に 百 第 (無資格 人 不 流布 森 0) 係 条の三 盗 に 一条第 法 用 お六 0 五. 罪 林 0 る 項 昭 軽 項 法 行 関 け年 項 十六 自 \mathcal{O} 律 罪 等) 脱 油 若 る 注 自 律 第 お 和 使 カュ 上 贓 す 動 不 第 税) 0 しく け 陸 七 第 -+ 条 5 等 十一条の 物 モ る 車 一項 に の 罪 放火) + る] 関 動 第三項 法 百 0) 第 の不正 \mathcal{O} 法 (商 0) は第二 項若 ター 運 森 兀 百 在 条 (覚醒 六 す 律 転 車 同 若 罪 一般等) 法第 林窃 年 留 第 る 覆 第 往 八 品 + 等) < 兀 利 ま 製 L ボ 法 来 + 市 九 , 号 くは 項(盗) 造) 剤 百三 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ で 第 危 の 罪 第 律 項] 益 場 又 ト第 の険号 若 に 第 \mathcal{O}

二 二 十 付 十 項 付 は 若 号施日び 為 同罪は 施 ジジ 第 条 等 に チ 用 第 兀 に 本 安 九 等 法 第 輸 第 号) 等 ア 麻第 伴国 全 不 < ル 入 係 第同 七 兀 第 \mathcal{O} の旅法 項 等 うに 薬 五. 保日 る 七 七 セ 若頃は頃 法 + 条 七 第 罪券 条 刑お 若 チ 第及 障本 入 第第 ŧ 十第四 七 + 第 第 (ジ) 玉 く営 ル 六 び 事け 条 国 上 第 L 法 \mathcal{O} 条 七 条 + 軍 者 と は利号 項 ネ 六 < モ 第 + 特 る 約 号 に 第十 兀 項 条 向 第二十三条 \mathcal{O} 用 等 + 六 四精 別合 第 カュ 等 は ル 第目 限 兀 四条 ア \bigcirc 物 \mathcal{O} 六 る 法 衆 項条 兀 5 以 第 + 条 神 七 的 偽 難 第 五. Ł メ \mathcal{O} 集 蔵 0 外 条 ネ 兀 第 薬 条 IJ +造 民 第 玉 \mathcal{O} 第 \mathcal{O} 寸 損 匿 昭 軍 \mathcal{O} 第 項 等 条 取 に 力 兀 難 外 旅 六 項 偽 密 等 壊 第 項締 和隊 合 項 麻 基 条 民 号 集 航 造 ジジ \mathcal{O} \mathcal{O} 国行 又 等 製 ジ 旅証は ま 薬 項 法 \mathcal{O} づ 衆 の旅 又 不 集団 者 在 \mathcal{O} 項 若 ア < \mathcal{O} 剤 第 + 地 玉 八 行 券 明 同は法 寸 密 を 留 で 罪無無 昭昭 ア 等 輸 七 書法 セ 位 施 لح 等 第 入 密航 不 力 へ 旅 罪 チ 項 セ 年 明 玉 在 和 に 設 の等 第 航 者 入 \mathcal{O} 法 号 等 者 若 等 チ 法 関 及 間 券 項書 留 は ル 所の七 \mathcal{O} 入 K + 等 若 + 等 律す 等 持不 に 援 輸 力 第 七 第し ル び 玉 \mathcal{O} \mathcal{O} 送) < モ 八 第る 区 相 等 四規助収 さ 所] ル \mathcal{O} \mathcal{O} 正 L 受 第 項 ヒ + 百協 不 < 受 薬 は ル 年 域 互 不 条 定 せ 持 F 等 六 ネ 四第 ヒ法 三 定 並協 正 は 若交 \mathcal{O} す \mathcal{O} 若 る 偽 正 、ジア 受交 る罪 付 等 条 ネ律 + 0 び 力 第 六 L 行 のの項等第 等 八実 に及 \mathcal{O} 為

第

項

ア

セ

チ

ル

モ

ル

ヒ

ネ

等

以

外

0)

麻

三十 三十三 三 十 二 三十 罪|二 条 第 項 税 五. 輸 八 猟 無 可 い 地 項 第 条 四百 罪 貨 限 銃 五. L る。 五. 第 項偽 域 若 物 可 造 条 \mathcal{O} 九 等 第 + 十二条 若 + 条 ŋ て 兀 製 \mathcal{O} 関 0 \mathcal{O} 条 あ L ガ 武 有 第 しく 造若 第 項 に 0 < は 輸 第 税 ス 無 器 線 兀 0) h 条 + 蔵 事 第二 ょ な は 許 条 電 出 法 等 (輸 項 第 は 第 第 < 第 第 ŋ 置 5 六 項 法 業 可 \mathcal{O} 製 気 第二 若 条 出 関 等) 製 罪は 項 若 な 昭 法 造 通 項 税 項 項 L 和 造 又 項 項 0 L 1 第 第 法 信 昭 (営 を て 項 百 < 昭 は 第 法 貨 (ガ 和 有 あ 輸物 第 は 免 は + 司 は 第 九 和 + 利 向 \mathcal{O} ス なら 第二 無れ 百 条 罪 + + 入 第 \mathcal{O} 九 法 線 昭 目 精 工 二年項法 和二十 許 る して 輸 第 + 神 項 九 十条第 第条 電 的 作 \mathcal{O} 行為 入 項 な 年 可 九 猟 \equiv \mathcal{O} 条 気 \mathcal{O} 薬 譲 物 は 項 + 麻 法 輸 通 1 律 年 銃 第 向 \bigcirc 渡 等 け 輸 薬 貨 若 第 第 八 輸 律 出 な 信 法 \mathcal{O} 精 損 六十 ら第 等 項 L 出 製 年 第 物 律 項 設 0 条 神 等) 壊 等 若 な 百 < 造 法 施 \mathcal{O} L 備 薬 七 0 第 の項 等 運 又 第 は 百 律 栽 + L 九 は て に 銃 用 1 五. \mathcal{O} 0) 搬等) 号) < 等) 第 培 貨 条 第 は 係 第 銃 損 + 砲 譲 又 号) 第 なら +物 \mathcal{O} る 兀 砲 壊 九 渡 は は \mathcal{O} 罪 第二 第 等 + 等) 号 無 第 百 一条 \mathcal{O} 項 ŧ 弾 許 保 第 第 \mathcal{O} \mathcal{O}

自

衛

隊

法

の昭

和

九

年

法

律

第百

六十五号)

五十の号 四 三 十 供 二 第 十 三十 受け 付 法 輸 +金 罪 行 < 七罪 条 項 は 項 +条 等 律 利高 百 九 る 若 第 第 う 等 保 る 0) 第高の二速罪 は 補 著 速罪売 六 銃 条 水 の二十 第 0 行 兀 条 売 の 証 法 L 拳 出 為) 第道 九 < 項銃 砲 十 自 春 第春 助 L 又 料律 資 等 項 六 動条 車 偽 をさ 1 条 第 防 は は 刀 法 九 金 第 \mathcal{O} 高 項 第 拳 ŋ \mathcal{O} 剣 項止 条 等 第 Ŧī. 受 金 拳 第国 せる 項 輸 つ 昭 八 第条 入 自 \mathcal{O} 銃 類 第 法 に 不 水 利 銃 方 項等 所 業第 条 条 入 係 五 衛 和 道 れ 道 拳 持 業) \mathcal{O} + 法 等 第 条 高 隊 \mathcal{O} 項 法 と 正 る 0 八 施 脱 \mathcal{O} 銃 八 に 拳 所 等 条 \mathcal{O} 予 \mathcal{O} 0 + L 金 預 (高 設 法 手 第発 又 項 利 実 ょ 銃 持 取 第 算 ŋ 所 条 昭 7 行 \bigcirc 包 拳 り 等 等 三十 射 は行 段の 若 等 \mathcal{O} 締法第 年 速 和 金 有 損 為 第 保 に 0) 銃 七 拳 \mathcal{O} 法 自 う 項 執 L 及 す 等) 壊 る 十三 く証 実 場 譲 第 銃 譲 動 よ行 び 律 等 等 渡第し三 条第の三 る 武 渡 包 車 所対 料第 第 \mathcal{O} は 金 \mathcal{O} 第一あ + 国年 条 の償 補適 五. 利 器 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 百 罪 \mathcal{O} + 等十 道法 提の 等 助 あ 等 正 条 等 所 所 七 (資 罪 持 第 条 る 拳 持 供収 金化 項 0 \mathcal{O} 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 三 第 条 損 等 に 場 取 損 銃 \mathcal{O} 七 第 金 受 (業 実 許 第の 項 \mathcal{O} 壊 等 等 関 合 第 締 壊 号 七 \mathcal{O} とし 三四若二項十第七第若 受 交 等 等 第包 可 \mathcal{O} す \mathcal{O} り + 第 る 高項 を 九 提十

五十 五四十行性十 四十 四十 兀 四十 五. 兀 罪 七 +為 罪六 + + \bigcirc 百 百 百 罪 号 う + + O九 + + 条 0 \mathcal{O} + 第 五 兀 九 七 新指 五条 罪 十 九 + 八 五. 几 処 確 0 幹 定薬 条 条 + 罰 保 医 六 八 + 条 第二条第 所 Ŧī. 電 道 商 意 実 特 下 六 条 第 条 得 条 気 線 等 薬 路 又 標 又 匠 用 許 第 拳 に 水 第 不 条 銃 第 関 物 品 又 税 事 鉄 に は は 道 交 法 法 新 法 正 等 0 関す 第 第六 項 道 は 業 す 法 通 案 法 製 実 項 な \mathcal{O} 項 に 七昭 項 法 る 医 法 昭 法 第 昭 造 公 若 項 る 信 用 輸 特 療 + お + 百 昭 昭 和 和 和 等) 共 電 号 新 法 機 入 例 け 九 九 昭 昭 八 昭 和 和 自 気 機 案 下 に る 律 器 条 条 + 銃 兀 法 和 + +和 + 和 係 0 権 工 \mathcal{O} 水 第八 の <u>-</u> の 二 + 動 0) は第三項 + 列 等 六 匹 兀 兀 る 作 罪 操 等 道 + 昭 車 0) +条 三 所 年 列 年 年 年 + 作 物 \mathcal{O} 資 \mathcal{O} 持 年 法 九 車 和運 + 品 法 法 兀 \mathcal{O} 法 五. 商 (意 等 侵 施 金 \mathcal{O} 等) 律 三 年 質 法 制 行 年 律 律 年 律 害) 設 等 損 若 匠 第 御 + 条 標 第 法 第 律 法 \mathcal{O} 法 第 壊 0 0) \mathcal{O} の有 三十 又 律 九 安 権 特 第 設 律 権 百 百 律 百 等) 提 罪 \mathcal{O} 損 は 九 劾 七 等 等 許 第 備 年 全 第 第 (供) 罪 壊 第 + 三号) + は第二 法 を 性 + 百 0 \mathcal{O} 百 権 百 \mathcal{O} (業とし 等 0 三十 七 損 九 律 妨 及 侵 七 侵 五. 等 罪 五. の 罪 号) 害) 号) 号) 号) + 壊 第げ び + 害 \mathcal{O} 0) 百 号) 等 第 百 る 安 侵 罪 뭉 て全 第 第 条 行 第 の第 害 \mathcal{O}

٦t, は 第 条 第 法 百 人 兀 項 税 + 法 条 偽 第 り 昭 和 項 ょ 兀 + ŋ 所 所 年 得 得 法 税 税 律 0 を 第 不 免 納 ħ + 付) る 兀 号) 行 0) 為 罪 等 第 百

る 行 九 条 為 等) 第 \mathcal{O} 項 罪又 は 第 三 項 偽 り に ょ ŋ 法 人 税 を 免

壊 兀 号 行 為 公 \mathcal{O} 海 第 処 に 底 条 罰関 第に す イ 関 る プ 項 す 条 ラ る 約 1 海 法 \mathcal{O} ン 底 律 実 等 電 施 \mathcal{O} 線昭に 損 \mathcal{O} 和伴 壊) 損 四 う 壊) +海 \mathcal{O} 底 罪 又 年 電 法 線 は 第 律 等 第の

五第 + 九 著|項 条 第 作 権海 項 法 又 は 昭 第 和 兀 項 + 五. (著 年 作 法 権 律 等 第 兀 \mathcal{O} 侵 + 害 八 号) 等 の第

五十 五十 + 取十 等 五. 五 七 六 年 年 法 廃 又 は 法 航 律 棄 律 空 第 第 第 物 機 兀 百三十七 六 \mathcal{O} 0 条 + 処 強 理 八 取 航 号 及 等 空 号 び \mathcal{O} 機 清 第 処 第二十五 \mathcal{O} 罰 運 条 に 航 第 関 阻 す 害 条 る 項 る 第法 法 \mathcal{O} 律 航 律 罪 項 空 昭 機 昭 無 和 和 \mathcal{O} 許四 強四

五十 五四十可 使 九 用 八廃 + 七 熱の 火 炎 処 年 罪法 炎 供 び 律 第 λ 十 七 0) 使 号) 用 等 第 0 二条第 処 罰 に 関 項 す る (火 法 炎 律 び λ 昭 の和

給

事

業

法

昭

和

兀

七

年

法

律

第

八

+

棄

理

業

等

 \mathcal{O}

罪

法 危 行 険 律 第 為 又 航 は 空 + 等 昭 兀 第 和 \mathcal{O} 第 条 兀 兀 危 第 条 条 + 険 第 を生 第 九 項 業 条 年 務 じ 第 項 法 熱 さ 中 律 供 第 せ 0) 項航 給 る 航 八 行 施 行 空 業 中 + 設 機 七 務 \mathcal{O} 為 \mathcal{O} 等 中 号 内 航 損 空 \mathcal{O} 0 壊等) 0) 航 第 処 機 罰 爆 空 を 条 機 墜 発 に \mathcal{O} 関 物 落 \mathcal{O} 罪 す さ 就 せ 空 等 破 る 壊 \mathcal{O}

み)の 罪

第 第 項 若 質 に 重 L ょ 人 る 質 強 は 強 第 要 要) 行 項 為 \mathcal{O} 等 罪 0 質 処 罰 に ょ に 関 る する 強 要 等 法 律 又 第

六 四 十 三 製生 九施 造 条 物 に 産 剤 第 関 及 条貸若 細条 す 等 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 金 L 項 る貯 菌 \mathcal{O} 兵加 < 業 法 蔵 発 は 散) 法 生 器 律 \bigcirc 第二 物 禁 昭 止 昭 又 兵 生 項 は 器 並 和 物 和 第 五. 等 五. び 兵 生 器) +に + + \mathcal{O} 物 八 七 廃 条 使 兵 用) 年 第 棄 年 及 器 び に 法 法 等 律 関 毒 律 項若 \mathcal{O} 第 す 素 第三十二号) 所 生 < る 六 兵 持 器 + 物 条 は 等 第二 約 兵 \mathcal{O} 器 号 等 開 \mathcal{O} 等 項 発 \mathcal{O} 罪 第 第実 \mathcal{O}

六 目 労 十 働 的 兀 者 \mathcal{O} 労働 \mathcal{O} 労 保 働 者 無 護 者 派 等 派 遣 遣 に 関 事 \mathcal{O} す 業 罪 る 0) 法 適 律 正 第五 な 運 + 営 八 \mathcal{O} 条 確 保 有 及 害 び 業 派 務遣

七

登

録

営

業等)

 \mathcal{O}

罪

六十 六十 特 六 項 . 四 別 Ŧī. 消費 条 措 第 置流 法 通 の項税品 食 法品 昭 品 和六十二 は \mathcal{O} 第 昭 0) 毒 兀 和 毒 物 項 六 物 \mathcal{O} 年 十三年 \mathcal{O} (偽り 混 法 混 入 等) 律 入 ĸ 法 第 等 より 百 律 \mathcal{O} \mathcal{O} 三号 第 防 罪 消 百 止 費税を 八 等 号) 第 に 九 関 第六 免 条 す 第る れ

六十る七行 第 脱 の 罪 は 1 為等) 日本1 項 た から第三 者 第二十七 等 玉 \mathcal{O} 出 と 条 項 入 \mathcal{O} ま 玉 平 偽 で 管 和 造 理 条 特 約 特 に 別関 別 に 永 永 す 基 住 住 る 者 者 特 き 例 証 証 日 明 明 法 本 書 書 第 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 玉 0) 偽 + 籍 を 離

又 は 麻 第 薬 七 特 条 例 (薬 法 第 物 六 犯 条 罪 第 収 益 項 等 収 薬 受) 犯 罪 収 隠

七 で 十 捕 の 関 学の項兵発へ る 法 獲 す 九 (営業秘) 等) 器 散化 律 る 不 学 正 \mathcal{O} 玉 法 絶 製 平 又 兵 学 競 \mathcal{O} 内 律 滅 造 密 は器 罪 兵 成 争 希 0) 等) 器 \mathcal{O} 平 第 七 お \mathcal{O} 防 少 不 そ 使 年 \mathcal{O} 止 野 成 \mathcal{O} + 正 用 法 禁 四 法 れ 生 罪 九 取 律 止 動 年 0 第二十 得 若 条 第 及 植 法 あ 等 第 る 六 び 物 律 < + 一条第 第 野 特 種 \mathcal{O} 項は 五 定 等 七 生 罪 号) + 動 物 カュ 第 \mathcal{O} 質 植 5 五. 生 号) 物 第項第 \mathcal{O} 項 き 三 規 て 0) カュ 第 種 項毒 + 制 5 11 ま 第 る 性 八 等 Ŧi. \mathcal{O} る で 物 条 個 十 保 に 質等 七 法 第 関 項 体 存 の 条 項律 化 す ま

七 為 利 の 三 七十 第 サ 五. 行 IJ 条 保ン等 第 サ 険 IJ に 業 \mathcal{O} 関 項 ン 製 等 す 法 造 サ る利 第三 に 等 IJ よる 益 百 \mathcal{O} 等 \mathcal{O} 人 罪 の 受 身 +供 発 被 散) 与 条 害 等 第 \mathcal{O} 兀 防 に 又 は つ 項 止 第 V に て 六 関 株 条 \mathcal{O} 主 す 威 等 第

七 七 七 七 十 条 十 ツ 成 十 四 十 七 六 振 十 五 号 四 育 興 年 \mathcal{O} 第 臓 罪 亡 器 に ス ポ 器 +] \mathcal{O} 条 ツ 移 第植 振 興 に 項 投 関 票 す 臓 0 る 器 実 法 売買 施 律 等 等 平 に 関 成 0 する 九 罪 法 法 律 律 第

迫

百

 \mathcal{O}

行 権

(投票) 成 者 法 種 苗 律 の罪と第六十 権 法 等 平 \mathcal{O} 侵 . 成 害 号) + 年 0) 法 第三十二条 罪律 第 八 +(無資 号 第 格 六 ス ポ + 平 七

て 員 感 資 \mathcal{O} 染 等 産 威 症 \mathcal{O} \mathcal{O} 迫 権 流 0) 動 予 行 利 為) 防 等 化 に 及 \mathcal{O} \mathcal{O} び 関 行 罪 使 す 感 染 る 法 症 関 0) す 律 患 る 第 者 利 益 百 に 対 + 0) す 受 る 供 条 与 第 医 療

若 第 関 種 第 L す < 項 る 原項 は 法 体 第 律 等 種 \mathcal{O} 平 病 種 項 輸 成 病 原 + 原 体 体 種 等 年 \mathcal{O} 等 法 病 \mathcal{O} 罪の 原 発 律 散) 第 所 体 等 持 百 + 0) 等 輸 第 兀 又 入 号) は 第 八 第 七 条 六 第 + 第 +七

七十 る 所 項 九 法 律対病 対 人 人 春罪地 平地 雷 成 雷 + \mathcal{O} \mathcal{O} 年 製 製 造) 造 法 律 \mathcal{O} 第 禁 又 は 百止 第二 十 及 六 び 号 +所 \equiv 持 条 第の 規 **分** +制 人 等 地 条 に 雷第関

八十の にら第法処 律 罰 対 児持 第並 び 五. 童 買の +に 供 児 で 項 等) 号 童 児 児 \mathcal{O} 児 \mathcal{O} 童 童 第保 童 罪ポポ 買 護 五. ポ 春 条 等 ル ル 勧 第に 等 誘 関 に \mathcal{O} 項す 係 る 不 又 る 児 特 は 法 行 第 童 律 定 為 又 七 買 等 は 条 春平 \mathcal{O} 多 第 周成 規 数 六 旋 + 制 項 \mathcal{O} 及 年 者か び

八十 六条 再 生 (特 法第二 定 百 \mathcal{O} 債 五 権 + 者 五. に 条 対 す 詐 る 欺 担 再 保 生 0) 供 又 与は

八 十 二 迫 提 目 で を 供 為 供 等) を 若 提 的 等 実 L 供 \mathcal{O} \mathcal{O} 0) 行 < さ 犯 処 罪 せ罪 罰 は L 等 る 行 第 ようとする者 に 脅 関 兀 行 為 迫 為) を す 条 目 第 実 る 的 又 法 行 \mathcal{O} 項は L 律 犯 第 第 以 ようと 罪 外 公 \equiv 行 衆 0) 条 条 為 等 す 者 第 第 \mathcal{O} に 脅 る た ょ 迫 項者 項 8 る資 目 カュ に 0 的 5 公 ょ 資 第る 金 \mathcal{O} 衆 金 等 犯 資 等 等 の罪項金 脅 \mathcal{O}

五. 構 三号) 0) 認 電 証 子 第七十三条 業 署 務 名 に 等 関 に す 係 第 る る 法 地 項 律 方 公 不 平 共 実 成 寸 0) +体 署 兀 情 名 年 報 用 法 電 律 ス テ 子 第 百 証

書 等 発 行 させ る 行 為) の 罪

兀 百 六十 会社 更 七 条 生 法 第二 特 定 百 \mathcal{O} 六十六 債 権 者 条 等 に 詐 対 す 欺 更 る 生 担 保 \mathcal{O} 又 供は

八 八 十 の 百 十 与 五等 六 罪 六 + 六条 破産罪 法 (特 第 定 百 \mathcal{O} 六十 債 権 者 五. に 条 対 詐 す る 欺 破 担 産 保 0 供 又 与 は 第二 等

八 十 等 第 等 預 兀 \mathcal{O} 会 項権 V 利 社 会社 株 \mathcal{O} 株財 \mathcal{O} 主 行 式 産 法 威 等 使 \mathcal{O} を 第 迫 のに 超危九 行 う 権 関 過 百 為) 利す < 発 六 る す 行 \mathcal{O} + 0 行 贈 る 罪使収 条 行 賄) に 第為 カコ 関 九 5 百 す 又 第 虚 るは 六 偽 九 利 第 + 文 百 書 益九 八 六 百 条 行 + \mathcal{O} 受 七 使 六 供 + 株 与 条 主 等 、 条 供 ま

質裂 の射 \mathcal{O} さ に 七に 告 等 製 線 ょ 0) せ 「知による強要) る 造) る かりてのかての 輸装 \mathcal{O}) 脅迫) 出置 発 散 行 入 0 為 第 等 所 等 線 持 又 五. \mathcal{O} を は 等)、 第七 処 発 条 第 第 罰 散 第 の 罪 八条 兀 条 に さ 第 項 条 関 せ する法 若 第 て人 放 六 射 集 第 特 しく 項 \mathcal{O} 定 核 物 は 律 生 燃 質 項 原 第 第 命 子 料 等 等 物質 の特 項核 条 に 使 定 分裂 第 危 原 0 用核 険 窃 \mathcal{O} 燃 子 等 項 を 告料 装 取 核 生 置 分 等知物

八 十 る 十 九 法 八 律第三条第 関 す クラス る 第 法 律 タ 項] 項又は第三 平 弾等 処 罰 ラ 成二十 及 ス 0 製 タ び] 造 の 海 項 年 弾 賊 禁止 海 等 法 行 律 為 \mathcal{O} 賊行 第 製 及 び所持 八 0 造 為) + 対 五. 処 は 号) \mathcal{O} に 罪 第二 関 規 第制

平

成二十三年三月

日日

に

発生し

た

東

北

地

方

太

(クラス

タ

弾

等 +

所

持)

の 罪

- 43 -

特れ平 第 た 洋 別 項 措 放 沖 置 地 射 汚 法 性 染 に 物 廃 平 質 伴 棄 う 成 に 物 原 ょ 等 + る 子 \mathcal{O} 環 力 投 年 境 発 棄 法 電 \mathcal{O} 等) 律 汚 所 染 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 事 百 罪 + \mathcal{O} 故 号 対 処 ょ ŋ 第 に 六 関 放 す 出 る さ

别 一表 第 別四 第 六 条 \mathcal{O} 関

第 \equiv 条に 掲 げ る る係の 次 に 掲 げ る 罪 罪 を 除

ロイ 十 外 号 刑第表 患 に 係 法 + 条 誘 致 る 第 贈 部七 賄 分 + 犯 を 第 七 罪 \mathcal{O} 八 除条 罪 十 収 < 第 益 等 条 項 収 並 受) 外 内 び 患 に 乱 \mathcal{O} 援 同 助法 \mathcal{O} 第 罪 及 八 \mathcal{U} +同 第 項 百 条 第 九

의 기 九支 児 爆 号 配 発 \mathcal{O} 童 の福 物 罪 祉 取 締 法 為 罰 同 第 に 則 法 六 第 係 + 第 る 条 Ł 条 十第 \mathcal{O} 兀 に 爆 条 項 限 発 ュ る 。 第 物 児 \mathcal{O} 項童 使 第 \mathcal{O} 用 引 七 号 渡 \mathcal{O} 又 L 罪 は 及 第び

ホ

る十七条 (号 第 犯 ŧ 条 + 0) に 不 出 兀 項 第 法 不 \mathcal{O} ょ 入 国違 に 条 第 ŋ 残 法 第 管反 限項 \mathcal{O} 犯 留入 理行 国 号 項 さ る 第 六 並 及 れ 号 不 集 た 難 び び Ł 第 民 又 法 寸 に 難 並 旅 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ は 入 密 \mathcal{O} 第 民 第 号 に 国航 を 認 行 同 等 者 項 証 除 定 号 明 法 援 0) 不 法 不 法 第 輸 書 に 助 第 規 法 等 七 送 上 七 + + \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 在陸 四す 罪の同 不 留 条 罪 正 条 る 法 及 第 受 の行 同 第 \mathcal{O} び 交 六 為 法 七 罪 第 同 項 付のに 第法 + 第 五. 係七第四正号

罪 七 及

兀 第

条

0)

第 偽

項

不

法

入 等

玉

者

等 持

0

蔵

匿 並

等 び

び

号

造

外

玉

旅

券

 \mathcal{O}

所

等

に

設

三イ 五 兀 ─| も| 同 口 罪 成 伴国全 犯 に 保 \mathcal{O} う 条 に + 日人 拘 \mathcal{O} \mathcal{O} 玉 爆 第 罪 係 刑 禁 刑 罪 に 法 者 法 限 際刑お 障本 発 第 七 九 0 る証法 事特 条国 刑 け 薬 条 約 第 ア る合 る。 事 第 項 特 別 等 百取六 例 裁 第 第 拠 律 締 九 組 第 法第 隠 法 六 判 六 罰 衆 メ 織 第 四 + \mathcal{O} 又 三十 所に 玉 条 リ 的 滅 又 뭉 則 八 罪 第 九は 七 等) 軍 力 は に 条 な か 条 条 第 条 七 合 犯 対 基 第 5 隊 九 第 百 又は第五十七条 号 加 七 す 第 罪 \mathcal{O} づ 衆 条 偽 条 < 重 条 る 地 に 玉 (爆発 項 証 第 物 第 協 位 と 逃 の <u>ニ</u> 号 係 施 犯 ま 五十 力 等 (偽 る 走) に 設 \mathcal{O} 罪 \mathcal{O} 項 第二 関 物 で 犯 及 間 罪 収 証 六 に び \mathcal{O} す \mathcal{O} に 人 益 逃 る協 条 項 掲 蔵 関 使 区相 走援 等収 \mathcal{O} 第 (組 組 す 用 九 げ 匿 域 互. 罪 る者 · 等) る 定 並協 証 助) 受) 項織 製造 人 等 法 U 九 \mathcal{O} 力 (偽 条 的 律 実 に 及 0) に 0) 0) 等 係る 偽 証 犯 買 罪 施 日び 罪 罪 に本安 平 収

_
爆発物取締罰則
(明治十七年太政官布告第三十二号)
(第二条関係)

第四十五号)第四条の二ノ例ニ従フ第十条 第一条乃至第六条ノ罪ハ刑法(明治四十年法	改 正 案	○ 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号
第四十五号)第四条の二ノ例ニ従フ 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法(明治四十年法律	現行	号)(第二条関係)

〇 刑法(明治四十年法律第四十五号)(第三条関係)

(国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯) (国民の国外犯)			
六 (国民の国外犯) 三条 (同上) (新設) (新設) 現	十七 (略)第百九十八条 (贈賄)の	犯した日本国民に適用する。三条(の法律は、日本国外において次に掲げる罪(国民の国外犯)	正
	新設) (略	三条(同上の国外	

暴力行為等処罰に即
関する法律
(大正十五年法律第六十号)
(第四条関係)

	改正案
(新設) (略)	現行

○ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)(第五条関係)

、刑法第四条の二の例に従う。 九号の規定に違反した者に係る部分に限る。)の罪は ⑤ 第一項及び第二項(第三十四条第一項第七号又は第 ⑤ ②〜④ (略) ②・(略) 第六十条 (略)	改正案	
条の二の例に従う。に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四に違反した者に係る部分に限る。)の罪は、刑法第四(第二項(第三十四条第一項第七号及び第九号の規定(略)(略)	現行	

 \bigcirc (昭和五十七年法律第六十一号)(第六条関係)細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

五号)第四条の二の例に従う。第十一条 前二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十	改正案
五号)第四条の二の例に従う。 第十一条 第九条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十	現行

サリン等による人身被害の防止に関する法律 (平成七年法律第七十八号) (第七条関係)

号)第四条の二の例に従う。第八条 第五条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五	改正案
十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。第八条 第五条第一項及び第二項の罪は、刑法(明治四	現行

 \bigcirc 犯罪による収益の 移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)(第八条関係)

(略) 2~5	きは、これを検察官等に提供するものとする。事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると	麻薬特例法第六条第三項若しくは第七条の罪に 。条の罪、麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる 認める 糸糸白豕号ダ昌光等「彡煲三巧才しぐに に付	罪 し 。	券取引等監視委員会の職員(以下この条におい 百一条第一項の指定を受けた者に限る。)若し げる	の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四 法別表公正取引委員会の職員(私的独占の禁止及び公正 おいて局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏 若しく	、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、 察官、下「疑わしい取引に関する情報」という。)が検 (以下れた情報並びにこれらを整理し又は分析した結果 供され	会の職務に相当する職務を行う外国の機関から提 、第八条、この条及び次条に規定する国家公安 る事項条 国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係 第十三条査機関等への情報提供等)	改 正 案
(略)		ときは、これを検察官等に提供するものとすのでは、これを検察官等に提供するものとする。	刊事事件の捜査又は卫刑事件の周査に資するる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第七条のは第十一条の罪、麻薬特例法第二条第二項各	罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、	若しくは第二条第二項第二号イからニまでに「検察官等」という。)による組織的犯罪処は証券取引等監視委員会の職員(以下この条	検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職「疑わしい取引に関する情報」という。)がた情報並びにこれらを整理し又は分析した結	の職務に相当する職務を行う外国の機関か、第八条、この条及び次条に規定する国家国家公安委員会は、疑わしい取引の届出機関等への情報提供等)	現 行

 \bigcirc 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律 (平成十九年法律第三十七号) (第九条関係)

(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等) 2 規程が定める罪が、団体に不正権益(団体の威の目的又は意思を実現する行為の全部又は一部がて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて、当該行為を実行するための組織により行われて任務(組織的な犯罪に係る証拠隠滅等)	第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、第五十五条 自己又は他人の管轄刑事事件に関し、以下の罰金に処すること、若しくは為造若しくは変造の証拠を使用すること、おして、金銭その他の利益を供与し、又はその申込して、金銭その他の利益を供与し、対して、金銭その他の利益を供与し、対して、金銭その他の利益を供与し、対して、金銭その他の利益を供与し、文は合意をすること、おしては為東をした者は、二年以下の罰金に処する。	改 正 案
てカ の 前 たとて体の組 () () () () () () () () () (万み酬若又証円若としは言第	
基 の目的又は意思を 同の目的又は意思を に、当該行為を有する の目的又は意思を で、当該行為をに基づ をにおいて、その を有する を実 がって構成員 で、当該行為を がって構成員 で、当該行為を がって で、当該行為を で、 の で、 の で、 の で の で の で の で の で の を の で の を の で の を の を	五十五条削除	
(保る証拠隠滅等) と、次項において同じ。 で、次項において同じ。 が、団体において同じるがの継続る のではおいて同じるがのとしておいて同じる で、次項において同じるがのがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項において同じるがである。 で、次項においてにおいての。 で、次項においてにおいている。 で、次項においてにおいている。 で、次項においてにおいている。 で、次項においている。 で、のといいでは、 で、のといいでは、 で、のといいでは、 で、のといいでは、 で、のといいでは、 で、のいいで、 で、のいいいいいいいいで、 で、のいいいいで、 で、のいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		現行
にる行為が、団体(共のを) にる行為が、団体であって、 を部又は一部が組織により反復して部がにより反復しての話合体であって、 で同じ。)の活動としてのがないて第一のであって、 を当する行為が、団体(共のをした者ののであって、 をいる支配力であって、 をいる支配力であって、 をいる支配力であって、 によりにないて第一のに がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、		

。を り当 行るは 為管拡一容当該 を轄大を易該団 し刑す得に団体 た事るさす体の 者事目せべ又構 、きは成 も件的 にで又もそ員 前っ犯はののに 項いさ団を構よ とてれ体い成る 同前たのう員犯 様 場不。が罪 とす 条合正以継そ のに権下続の る。 いお益こ的他 ずいをのにの れて維項利不 、持に益正 カュ にそしおをな 該の、い得行 当罪若てる為 すにし同こに る係くじとよ

。をり当 四るは 条 管 拡) 容 当 該 に轄大を易該団 該刑す得に団体 当事るさす体の す事目せべ又構 る件的 ` きは成 行にで又もそ員 為つ犯はののに をいさ団を構よ てれ体い成る た第たのう員犯 五場不。が罪 も、十合正以継そ 三に権下続の 前条お益こ的他 項 第いをのにの て維項利不 、持に益正 そしおをな 又 のいい得行 は 第罪若てる為 五にし同こに

十係くじとよ

者

لح

同

様

とす

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)(附則第六条関係)

3 (略)	3 (略)
三・四 (略)	三・四(略)
。)に係る事件	を除く。)に係る事件
和五年法律第九号)第二条又は第三条の罪を除	法律(昭和五年法律第九号)第二条又は第三条の罪
びに盗犯等の防止及び処分に関す	
)第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条	号)第一条ノ二第一項若しくは第二項又は第一条ノ
行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六	行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第
その未遂罪、	十八条又は第二百三十九条の罪及びその未遂罪、暴
禁錮にあたる罪(刑法第二百三十六条、第二百	禁錮に当たる
無期若しくは短期一年以上の懲役若し	二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しく
$\widehat{}$	一 (略)
従う。	、その定めに従う。
の法律に特別の定があるときは、その定	につき他の法律に特別の定めがあるとき
し、法廷ですべき審理及び裁判を除いて、その他の事	すべき審理及び裁判
左の事件は、裁判官の合議体でこれを取り扱う。	に掲げる事件は、裁判官の合議体でこれを取り
第二十六条 (略)	第二十六条 (略)
現行	改正案

為)の罪制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号四十の二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規別表第三第四十号の次に次の一号を加える。うに改正する。	建組律組	1 (略) 附 則	改正案
	(新設)	1 (8)	
			現
			行

七条関係) 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号) (附則第

 \bigcirc

 関係) 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十四号)(附則第八			
正する法律(平成二十三年法律第七十四号)(附則第		情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改	
/ 1.		正する法律(平成二十三年法律第七十四号)(附則	

改正案	現行
附	附
(施行期日)	(施行期日
- した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は第一条 - この法律は、公布の日から起算して二十日を経過	第一条 (同上)
該各号に定める日から施行する。	
一・二 (略)	一・二 (略)
三削除	附則第五十八条の規定 児童買春、児童ポルノに
	を改正する法律(平成二十三年法律第・・・・号。司条を改正する法律の必需及て児童の保護等に関する法律の一部
	附則第五十九条において「児童買春等処罰法一
	改正法」という。)の公布の日又はこの法律の施行の
	日(以下「施行日」という。)のいずれか遅い日
四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適性な運営	四 附則第六十条の規定 労働者派遣事業の適性な運営
の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法	の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
改正する法律(平成二十四年法律第二十	改正する法律(平成二十四年法律第二十
・「日条及び附則第六十一条において「労働者派	。同条及び附則第六十一条において「労働者派遣」
以下「極テローという。」ついげれい異法」という。)の公布の日又はこの法律	ドルパ星、日等一部改正法」という。)の公布の日又は施行日のい
	; ;
五(略)	五(略)
(経過規定)	(経過規定)
組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、	第二条 組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、

収の行罪生該て本な第 ľ 行 行 国 為 行 利 為 産 に 為 わ外 益条 は対の若地れ で を及 報 L \mathcal{O} た L 得び L て 酬 < と た 組 法 る 第 織 ŧ لح は 令 L 行 目 当 L にた 為 的 的 犯 適 7 該 ょ な で で 得 ŋ 5 あ 用 犯 犯の 処 す た 罪 罪 ば 0 L 罰 る 財 ۲ 行に 7 た定 当れ 法 産 為 次は にた 第 に 5 当 に 関 ょ る \mathcal{O} の該掲 場 ŋ ŧ 罪 行 条 L げ て 得 第 合 \mathcal{O} に 為 る 日 施 た に を 当 が 罪 前 お行財 含た 項 日の 第 い日 産む ŋ 本犯財 て以又 玉 罪産 号 後 は か内行上 ۲ 当につに に 為 該 お 犯れし ょ 不 罪 5 た 犯 ŋ 当 い 日 正

一項法の行罪生該て本な第

為

報 L

لح は 令

L

7

た

産 為 当 れ

関 ょ る

L

日

に

以又

後は

該 ょ

に施

場

組お行

T

処れし

罰らた犯

織い

て 酬 <

t

財 為 行

産 に

第

条

 \mathcal{O} 適 用得

規

定 す

に

ょ

る

改 \mathcal{O}

正

後 合 \mathcal{T}

 \mathcal{O}

的

犯

罪

以

下 は

組

号

 \mathcal{O}

罪

犯新

収織

益的

と犯

み罪

な処

す

罰

法

と

1

う

第

第

U

当

該

犯 り 5

罪 罪

ににた

ŋ

る財行に

行 行

わ外

لح

L 行 目 十

な で で

ば

5

ŋ

当につに

ŋ

得のに為

たを当

財含た

産む

にた

た

為 的

0 L 規

あ犯

当に

の該掲施

も罪行げ行

が

日 \mathcal{O}

玉

お

か内行上

当い日正

てた定

る 日

本犯財

罪前

罪産

 \mathcal{O}

不

次は

 \mathcal{O}

為

 \mathcal{O} た L 得 てド

法

ょ

対の若地れで

国利十

を 及

る

七 略

4

な

す

第 げ 掲 =るげ条 四罪る と罪組 みは織 な 的 す 組犯 織 罪 的 処 罰 犯 罪 法 処 \mathcal{O} 罰規 法 定 第の 十適 三用 条に 第つ V 項て 各は 号 に次 掲に

略

第

兀

条

削

除

第 掲 条 る新 罪 組 は織 的 罪 処 的罰 法 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 第適 十用 三に 条つ 第い 7 項は 次

5 第

5 掲 四げ げ る 罪 لح 4 な新犯 す組

織

犯

罪

処

罰

法

一にに

第 兀 条 新 組 織 的 犯 罪 処 関 罰 法 \mathcal{O} 規 定 特 定 目 的 会 社 に ょ る

定

資

産

 \mathcal{O}

流

動

化

に

す

る

法

律

等

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

八 律特 条 平. に お 成 1 + 7 年 特 法 定 律 資 第 産 九 流 + 動 七 号。 化 法 等 第 部 号 改 及 び 正 法 附 則 لح 第 1

う。 業 0 適 正 附 な 則 運 第 営 + \mathcal{O} 確 五. 保 条 及 び 職 業 派 遣 安 労 定 働 法 者 及 \mathcal{O} び 就 労 業 働 者 条 件 派 \mathcal{O} 遣 整 事

備

等

に

関

す

る

法

律

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

法

律

平

成

+

五.

年

職 法 業 律 安 第 社 寸 定 八 法 法 + 等 及 号 び 部 第 改 般 正 法 号 財 寸 及 び 法 附 う。 に 則 関 第 る 附 法 則 条 律 第 に 及 十 お び 11 条 て 公 益

す

- 58 -

各

号

的 除七 証 律に 法 行 社 犯 < 条 券 第 伴 七 律 に 寸 に 合 規 関 定 に 定 罪 \mathcal{O} 取 六 う 条 社 伴 法 特 第 関 う す に 処 規 引 +又団 五 人 に お 定 る 資 罰 定 ょ ょ 六 係 は 関 及 け 法 + \mathcal{O} 号。 法 る り 産 法 に 号 係 び る 適 等 法 証 財 律 別 改 特 な 流 用 ょ 律 券団 法 公 益 お 表 取 法 正 定 動 に ŋ 律 部 第 \mathcal{O} 第 昭 資 に 適 整 引 財 前 従 化 0 改 兀 \mathcal{O} 和 掲 号 号 寸 \mathcal{O} 産 前 法 用 正 備 法 法 整 11 げ 証 流 \mathcal{O} 等 て さ 法 及 等 等 等 及 備 法 + 人 る 整 に 等 券 動 例 は れ び \mathcal{O} 整 び 投 六 罪 る 化 に 部 備 附関 備 附 0) こと 年 と 資 関 認 法 ょ 改 次 法 則 す 部 法 則 4 法 信 る る 等 正 に 第 を 第 す 定 なす。 ر ح と \equiv と る 等 律 掲 法 改 託 法 と 部 附 げ な + 律 正 法 第 及 + 1 とさ る 百 び 改 則 る う す 律 関 八 う 五. る 九 証 罪 罰 条 平 す 正 第 条 る に 法 に 平 + 券 法 れ 六 則 成 は 第お 八 投 第 お 成 法 7 + \mathcal{O} + 律 第 号 資 五. 新 規 八 \mathcal{O} 兀 + 律 1 11 年 法 条 る 百 0) 条 組 定 百 て 施 て 第 織 を 法 行 五 年 施

項 職並 百 業び 安に + 定第二 八 条 百 第 + 六 百三 条第二 + 条 項 及 第二 び 第 百 兀 + 項 \mathcal{O} 五. 罪 条 第

る 前 職 定 に 定 律 者 \mathcal{O} な に 労 業 な に 般 第 0) お よる 就 安定 働 け ょ 社 八 従 る ŋ 寸 + 業 者 前 法 廃 八 条 法 な 派 \mathcal{O} 뭉 等 止 般 お 財 件 遣 等 例 社 前 事 従 寸 0 に 寸 前 附 整 業 部 よることとさ 0) 法 部 中 則 0 備 \mathcal{O} 改 改 等 正 間 第 適 正 例 財 法 六 法 法 等 法 寸 に に 正 項 第二 ょ 整 関 な 法 附 人 法 る 備 \mathcal{O} す 運 則 罪る 条 ことと れ 第 法 法 営 平 第 法 0) て + \mathcal{O} 成 整 律 確 規 兀 V さ 備 定 条 る 百 保 昭昭 三年 場 及 法 れ 五. に \mathcal{O} 合 和 第 て + $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ ょ 規 る 改 法 六 派 に 定 七 律 + 遣 お に る 条 第 労 場 正 ょ 年 け

第五条

削除

第 五. 表 関約 兀 行 が お年 条 同 第 施 法 す \mathcal{O} 1 に 定に 定 て 律 第 に お に 表 日 行 る 基 出 証 第 第 七 ょ け ょ 券 九 + \mathcal{O} 日 特 づ 入 号) 十 る る 前 七 玉 り 後 例 き 取 + 号 管 七 廃 لح 法 管 証 な 引 日 + 日 号 \equiv 及 ま な 法 九 \mathcal{O} 本 理 止 券 お 法 第 号 前 取 百 び る 等 号 従 等 で \mathcal{O} 及 第 中 第 場 引 五. \mathcal{O} 部 玉 び \mathcal{O} 前 百 + 間 合 を 籍 難 金法 部 五. 部以 \mathcal{O} 兀 第 + に 改 改を 民 融 等 例 改 七 に 下 + に 条 七 八 な は 正 正 離 認 先 正 八 0) + 号 け 法 \mathcal{O} す 脱 定 物部 ょ 法 罪 条 るこ 整 る 入 条 る 法 取 改 \mathcal{O} L 及 \mathcal{O} 引 条 規 新 管 لح 及 等 た 正 備 罪 法 法 \mathcal{O} 定 組 法 び の者 び と 法 1 等 う。 整 と 第 附 法 等 \mathcal{O} 織 日 第 さ 適 的 則律 \mathcal{O} 本 昭 備 用 部 第 玉 法 れ 百 犯 出 和 平 項 罪 改 五. لح 六 て + に \mathcal{O} 入 第 施十 + 処 成国 七 正 \mathcal{O} 1 不 7) 罰 法 行 管 亚 三 条 る 条 七 場 法 法 条 + 理 和 年 \mathcal{O} \mathcal{O} 7 \mathcal{O} \mathcal{O} 法 規 就 別 施 日 条 合 規 は

児 童 買 春 等 処 罰 法 部 改 正 法 \mathcal{O} 部 改 正

◎証

明書

書

偽造

造

等

準

備造

の別

罪 永

لح

あ

る

の書

は

削

除

とす

る

明

偽

等

偽 六 理 和 法]

特か

住

者

証

明条

所

持

特別法離十

別永

永 住 第

住

者証 十

号

第

十 管 平 不

条

5

第二

+

八 法 日

ま平

で成国表

特

者

等

の本条五十助

出国の

入と

玉

に

関

すに

る基長

特づ

例

年を

律

七た

日

 \mathcal{O}

条 就

約労

き

本

の同

籍

脱八

L

者

助

لح

第る

五.

号

中

労

長

第

七

三

 \mathcal{O}

 \equiv

在

K

偽

七

 \mathcal{O}

偽十

カ四

偽造

等留

1

ド

等留

所カ

持一

第造

七等

+

条 第

在条

留

F

造在条

準 力

備

لح

あ

0

は

第

七

+

第五十九条削除			第五十八条 削除
の規定は、適用しない。 第五項から第七項まで」とし、附則第二十七条及び前条「第七条第四項から第六項まで」とあるのは、「第七条別表の改正規定(同表第七十号に係る部分に限る。)中別を表現の規定(調整規定)	附則第六条を削る。 条第五項から第七項まで」に改める。 対する提供等の目的による外国への輸入等)」を「第七)若しくは第七項(児童ポルノの不特定又は多数の者に	○ はあどり、日間のではいるとなった。○ はあばり、日間のではのではの者に対する提供等)、第六項(児童ポルノ等で」に、「第七条第五項(児童ポルノ等の不特定で」に、「第七条第五項(児童ポルノ領布等)」を「第七条第四項から第則第五条中「第五十九号」を「第七十号」に、「具第五条中」第五十九号」を「第七十号」に、「具第五条中」第五十九号」を「第七十号」に、「具第五条中」第五十九号」を「第七十号」に、「具第五条中」第五条中」に、「具第五条中」を「対するというでは、	改正する。

改 正 案 現 行	号組号罪第に織ま処百店物で罰四	罪 げ 罪 第 を る 処 百 本 者 罰 四
	〇 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律	(年第五十四号) () () () () () () () () () (
	三百五十条の二	三百五十条の二(
三百五十条の二(略) 第三百五十条の二(五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条一〜四 (略)	五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条一〜四 (略)
五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条の二 ② 一~四 (略) ② 一~四 (略) 第三百五十条の二 (略)	罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条	罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一
の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条の二 五 刑法第百三条、第百四条若しくは第百五条一〜四 (略) 第三百五十条の二 (略)	第一号から第三号までに掲げる者に係るもの	第三号までに掲げる者に係る同条の罪(い
項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに ら第三号までに掲げる者に係る同条の罪(いの罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一一〜四 (略)	る。)若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二	前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに
限る。)若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の も前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに	(いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とす	°)
開(いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とする 関る。)若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の 項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪(同条第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一 の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一	のに限る	
までは、現のでは、大学のは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の		

C)
不重	力医学三片引擎色
一音を改正する没角	こくここ
(平成二十九年沒有第	へ 之 戈 ニー し 三
F,)	<u>1</u> .フ
(附貝第十名	川等

〇 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成二十	一九年法律第 号)(附則第十条関係)
改正案	現行
附則	附則
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法	(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する
律の一部改正)	法律の一部改正)
な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に	織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等
十一年法律第百三十	関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を
次のように改正する。	改正す
別表第二第二十八号中「第五十三条第三号」を「第	別表第六十一号中「第五十三条第三号」を「第八十
八十条第三号」に改める。	条第三号」に改める。